

カナダ法における「制定法上のみなし信託」・再論 —Re Indalex Inc. 事件最高裁判決以降の新たな展開—

上智大学法科大学院教授 小山 泰 史

目 次

I 序	例
II Re Indalex Ltd. 事件最高裁判決の概要と分析	(1) ケベック州法における制定法上のみなし信託の規定と2件の裁判例
(1) 事案の再掲とカナダ最高裁の判断の概要	(2) 連邦法上みなし信託の規定と Re Aveos Fleet Performance Inc. 事件判決
(2) 「制定法上のみなし信託」に対する DIP ファイナンス融資者に与えられる「最優先の地位に基づく担保」(super-priority charge)の優先	(3) Re Bloom Lake General Partner Ltd. 事件判決の登場
(3) 事業再生債務者企業の年金受給者と DIP ファイナンスの融資者との利害の対立軸	IV Re Indalex 社事件最高裁判決以後の裁判例——ケベック州以外の事例
(4) 事業再生債務者が年金受給者に対して負う信託義務 (fiduciary duty)	(1) Re Rosedale Farms Ltd. 事件判決および Canada North Group Inc 事件判決
(5) 擬制信託 (constructive trust) の成否	(2) Canada v Toronto-Dominion Bank 事件判決及び Canada v. Callidus Capital Corporation 事件判決
(6) 小 括	V 結語——制定法上のみなし信託と事業再生の関係
III Re Indalex Ltd 事件最高裁判決とは異なる傾向の裁判例の動向——ケベック州の裁判	

I 序

筆者は、「カナダ法における『制定法上のみなし信託』(statutory deemed trust)とその展開——民事再生型事業再建手続における ABL 担保権者との競合⁽¹⁾と題する論文(以下、「前稿」という)において、カナダ法における「制定法上のみなし信託」について詳論したが、その最後の箇所、Re Indalex Ltd 事件について最高裁判決が登場したこと

を紹介した⁽²⁾。しかし、その紹介は限定的なものにとどまっていた。また、Re Indalex Ltd 事件最高裁判決が出た後も、「制定法上のみなし信託」に関する裁判例は数多く登場している。

そこで、本稿は、改めて Re Indalex Ltd 事件最高裁判決について詳論するとともに、同事件以降の裁判例の検討を試みるものである。なお、制定法上のみなし信託それ自体がどのような問題を孕んで来たかについては既に前稿で詳論した⁽³⁾ので、改めて取り上げる

ことは避けることとする。

II Re Indalex Ltd. 事件最高裁判決の概要と分析

(1) 事案の再掲とカナダ最高裁の判断の概要

1 Re Indalex Ltd 事件最高裁判決の事案は、以下のようなものであった。既に前稿において紹介した⁽⁴⁾ものだが、もう一度説明しておきたい⁽⁵⁾。

アルミの精錬等を業とする Indalex 社は、アメリカの親会社がアメリカ連邦倒産法第11章の再生手続を申請したのに合わせて、2009年4月3日、CCAAによる保護を求めて提訴し、オンタリオ上級裁判所 (superior court) は当初の保護命令を下した。債権者らとのその後の交渉を経て、裁判所は、2009年4月3日、同社をしてDIPファイナンスを得ることを許可し、これに伴い、DIPファイナンスを行う融資者のために、制定法上の又はその他による、一切の担保権、信託、リーエン、負担 (charge) に優先する「最優先の地位の担保」(super-priority charge) を与えることを決定した。「最優先の地位の担保」とは、CCAAを管轄する裁判所によって倒産実務上承認されてきた法理であり、2007年改正・2009年施行の現行法のCCAAにおいては、裁判所の裁量権が明文化されている⁽⁶⁾。

しかし、事業の再構築は功を奏せず、債務者 Indalex 社は、2009年7月20日、継続企業 (going concern) として会社の資産を売却する旨の命令を管轄裁判所から得た。この救済 (remedy) に加えて、DIPファイナンスの融資者 (DIP lender) に対して、その売却益から配当をなすことの権限が与えられた。他方で、債務者 Indalex 社は、CCAAの手続の開始時に、既登録の2つの「信託基金」(pension fund) について、その提供者でありかつ管理者 (administrator) の立場にあり、また分配を行う役割を担っていた。2つの「信託基金」は、その一方が、既存の従業員の退職後

の生活保障がその目的である基金 (Salaried Plan) と、もう一方が、退職後の元役員向けの信託基金 (Executive Plan) であった。

CCAAによる事業再生手続の開始時から、年金の受益者の代理人として全国鉄鋼労働者組合 (United Steelworkers) が手続に参加し、資産の売却益 (プロシーズ) から、2つの年金基金の欠損額 (deficiency) の補填を求め、そのプロシーズを別個分別管理しておくことを要求した。

組合のその主張は、オンタリオ年金受益法 (Ontario Pension Benefits Act) s.54 (後掲) に基づくものであった。

まず、同法 s.57(4)は次のように規定する。

「s.57(4) 清算 (Wind up) 年金計画が全体としてもしくは部分的に清算される場合、年金基金の保険料を支払う義務を負う使用者は、清算の時点で発生しているが未だ年金計画に対して期限が到来していない、使用者の支払うべき保険料と同額の金銭について、年金計画の受益者のために信託の目的で保有するものとみなされる。」

同法 s.75は、清算された年金計画の使用者に対して、弁済期が到来済みか、まだ到来していないが s.75条1) (a)により支払われていない一切の金銭の全額に等しい年金の基金を支払う義務を負わせている。そして、同法 s.75(1)(b)の下で、清算時にその責任をカバーすることのできる資金を保証するため、支払われなければならない額を計算する計算式を規定している。

以上の規定に基づく組合からの申立てに対して、オンタリオ州上級裁判所は、資産の売却益6,750,000ドルを優劣が決定されるまで分別管理する措置を命じた。

2009年7月31日、資産の売却は終了し、DIPファイナンスの融資のうち1,075万アメリカドルがなお未弁済で残り、同債務の保証人であった親会社の Indalex U.S. 社がDIP融資者に対して残債務を弁済し、融資者のCCAAによる「最優先の地位の担保」(super

priority charge) に代位 (subrogate) することとなった。

2009年8月28日、Indalex 社の従業員代表により、分別管理されている資金につき、オンタリオ年金受益法による「制定法上のみなし信託」が成立し、そのみなし信託が Indalex U.S. 社の「最優先の地位」に優越することの確認を求める訴えが提起された。同時に、Indalex 社は、従業員代表の請求に対抗するため、CCAA から BIA による破産手続 (assignment in bankruptcy) に移行することを裁判所に申し立てた。この申立てが認められるなら、従業員代表による年金受益法上のみなし信託は効力を失うことになる。オンタリオ上級裁判所は、従業員代表の主張を棄却。従業員代表は、オンタリオ州控訴裁判所に上訴した。

2 モニター (monitor)⁽⁷⁾ と Sun Indalex 社は、オンタリオ控訴裁判所の判断を不服として、カナダ連邦最高裁に上訴し、争点として以下の4点を提起した⁽⁸⁾。

① オンタリオ年金受益法 (Pension Benefits Act) によるみなし信託は、会社清算時の損金 (deficiencies) にも適用されるか？

② もしそうであれば、みなし信託は DIP 融資者に与えられる「最優先の地位の担保」にさえ優越するか？

③ Indalex 社は、倒産手続に移行する決定をした段階で、年金計画の構成員 (年金の受給資格者) に対して信認義務 (fiduciary duty) を負っていたか？

④ オンタリオ控訴裁判所は、信認義務違反に対する救済として擬制信託 (constructive trust) を付加するに際してその裁量を適切に行使したか？

オンタリオ州控訴裁判所は、①を肯定して年金基金の欠損額全額が s.57(4) のみなし信託によってカバーされるとし、②について、みなし信託が「最優先の担保」にも優先するとした。③について、使用者の信認義務違反を肯定したうえで、④についても擬制信託の付

与を認めたのであった⁽⁹⁾。

3 これに対して、カナダ最高裁の採る結論は、こうである⁽¹⁰⁾。まず、上記①について、最高裁は、オンタリオ年金受益法 s.5 (4) の下で発生したみなし信託が、清算時の損金 (woundup deficiency) にも及ぶかについて検討し、控訴裁判所の判断を満場一致の意見で肯定した。最高裁は、オンタリオ年金受益法により創設されるみなし信託が、年金計画の清算に基づき生じる欠損額を補填する管理者の義務に及ぶことを認めた (4対3の僅差)。すなわち、みなし信託は、使用者の通常の保険料のコストおよび清算前の使用者の特別保険料だけでなく、清算時の欠損額全額をカバーする (結論として、原審のオンタリオ州控訴裁判所の判断を是認)。このみなし信託は、年金基金が清算される場合を除き、またその清算時まで発生しないとした。

次に、②については、カナダ最高裁は、これも満場一致の意見で、つなぎ融資の DIP ファイナンスの融資者は「最優先の地位」を得て、オンタリオ年金受益法のみなし信託に優先するとした。DIP 融資者の「最優先の地位の担保」 (super priority charge) について、CCAA の手続を管轄する倒産裁判所は、年金受益法によって創設されたみなし信託に優越する「最優先地位の担保」を DIP 融資者に付与する権限を有する (最高裁判事7人全員一致の法廷意見、結論として原審の判断を破棄)。連邦法である CCAA の規定と、州法である年金受益法および PPSA の規定が抵触する限度で、連邦法である CCAA に基づく「最優先地位の担保」を付与する命令は、「連邦法優越の原則」 (doctrine of federal paramountcy) により州法に優先する⁽¹¹⁾。他方で、連邦倒産法 Bankruptcy and Insolvency Act (BIA) による清算手続である破産手続外において、オンタリオ州 PPSA s.30(7) は、「売掛債権、棚卸資産 (inventory) およびそのプロシーズ上の担保権は、雇用基準法 (Employment Standards Act) もし

くは年金計画法に基づき生じるみなし信託 (deemed trust) の受益者の権利に劣後する」と定め、制定法上のみなし信託が、在庫品・売掛債権を目的とする債務者会社が設定した担保権に優先する旨を規定する。同様に、破産手続外では、みなし信託は、無担保の一般債権者に対しても優先する。よって、みなし信託は、CCAA による再生手続内では DIP 融資者の「最優先地位の担保」に劣後するが、それ以外の局面では、これ以外の担保権者・無担保の一般債権者に優先する。

さらに、③の信認義務の範囲については、Indalex 社の、DIP 債務者としての役割と、年金の管理者としての利益相反が生じるに際して、その抵触は、年金計画の受益者に対する信認義務違反を回避するような態様で提示されなければならないとした（最高裁判事 7 名全員一致の法廷意見）。CCAA の手続の開始自体が信認義務違反を招来したわけではなく、同社は、年金の受給者（受益者）に DIP 融資者の「最優先地位の担保」が優先する旨を、CCAA の手続開始時の審尋において受益者に通知しなかったことによって、受益者（年金の受給者）に対する信認義務に違反した（通知さえしていれば義務違反は回避できた）。

最後に、④については、最高裁の多数意見は、一般論として、Indalex 社は年金の管理者として信認義務に違反したことを認めつつ、オンタリオ控訴裁判所が認めた擬制信託は、適切な救済ではないとした⁽¹²⁾。年金の受給者（受益者）をして DIP 融資者の「最優先地位の担保」に対する優先を与えるために Indalex 社の資産に擬制信託を賦課するのは、信託違反により同社が不適切に取得した資産がないから Indalex 社の信認義務違反に対する救済として適切ではないとした（5 対 2 の多数意見）。

(2) 「制定法上のみなし信託」に対する DIP ファイナンス融資者に与えられる「最優先の地位に基づく担保」(super-priority charge) の優先

1 まず、カナダ連邦最高裁の説示の①について検討しよう。

1980年にオンタリオ州で初めて年金受益法 (Pension Benefits Act) が制定されて以来、「制定法上のみなし信託」(statutory deemed trust) は約40年の歴史を有している。この制度をめぐる紛争は、経済情勢の変化等を背景に、主に倒産手続において2000年以降を中心に多発してきた⁽¹³⁾。裁判所が、その性質について、連邦倒産法 (Bankruptcy and Insolvency Act (BIA⁽¹⁴⁾)) の目的に照らして、コモンロー上の信託としての性質を有しないとしたのに対し、連邦議会は、例えば、支払不能に陥った使用者が負っている年金保険料が、BIA の倒産手続の下でも例外的に優先する旨の規定を設けることで対応した。また、年金に関するみなし信託は、年金計画 (Pension Plan) で発生し期限の到来した全ての資金額をカバーするのではなく、制定法上の特定の規定で設けられたスキームに密接に関連づけられつつ、直ちに支払われるべき金額の範囲でのみカバーされると理解されてきた⁽¹⁵⁾。BIA と会社債権者整理法 CCAA (Companies' Creditors Arrangement Act) の2009年改正⁽¹⁶⁾は、以上の理解を一部取り込んだが、倒産手続下におけるみなし信託の地位を肯定したものではなかった。すなわち、年金計画の「通常の費用」(normal cost) と呼ばれる支払においては優先するが、「特別の費用」(special payments)、つまり年金計画全体での欠損について生じた支払については、みなし信託ではカバーしない、という理解が一般的であった。ところが、Re Indalex Ltd 事件最高裁判決の上記①の結論は、以上の理解を覆したのである⁽¹⁷⁾。

Re Indalex Ltd 事件において、カナダ最高裁は、つなぎ融資を行う DIP ファイナンス

の融資者 (interim lender) に CCAA に基づき与えられた「最優先の地位に基づく担保」(super priority charge) は、連邦法が州法に優越するといういわゆる「連邦法優越の原則」(doctrine of paramountcy) の原則により、州法上のみなし信託に優先するとした⁽¹⁸⁾。さらに、最高裁は、その連邦法優越の原則の下で、つなぎ融資の融資者 (DIP ファイナンスを行う融資者) に対して与えられる「最優先の地位の担保」との関係で、州法上のみなし信託は、CCAA の倒産手続内でも引き続き適用される (効力を維持して他の担保の一般債権者に対する優先は維持される) ことを明確に示した⁽¹⁹⁾。

2 ケベック以外の各州における動産・債権担保法である PPSA (Personal Property Security Acts)⁽²⁰⁾ は、年金受益法 PBA s.30 (7)の下で生じたみなし信託の受益者の権利との関係で、受益者の売掛債権、在庫品もしくはそれらのプロシーズ上の PPSA の担保権が、みなし信託に劣後すると規定する。つまり、年金受益法 (州法) と PPSA (州法) との間で、後者の担保権は、州法上のみなし信託に劣後するとされている⁽²¹⁾。

他方で、連邦法である連邦倒産法 BIA s.67 (1)(a)⁽²²⁾ は、信託財産を、債権者に配当される破産財団から除外している。言い換えれば、信託の目的財産は、倒産隔離効を有しており、担保権者に対する配当には利用できないのである。しかし、その一方で、BIA は、破産財団に帰属する財産は、いかなるみなし信託の規定にもかかわらず、BIA の手続の下では効力を有しないと定める (BIA s.67(2)⁽²³⁾)。もっとも、これにはさらに例外があり、BIA s.50.6の優劣基準を定める s.67(3)は、カナダ年金計画、雇用保険法権の保険料、そして未送金の所得税については、みなし信託が成立して倒産隔離効を有すると定めている⁽²⁴⁾。

関連する規定としては、CCAA s.37(1)が挙げられる。

「CCAA s.37 みなし信託

(1) 本条(2)の定める以外で、連邦法及び州法において、債務者の財産上に租税庁のために信託の目的としてその財産を保有するものとみなす旨規定するいかなる規定も、租税調のために信託の目的として保有するとの効力を有しない。ただし、別途の制定法上の規定がある場合を例外とする。」

同 s.3(2)は、s.3(1)但書の例外として、連邦法としての所得税法 Income Tax Acts.227 (4)及び s.227(4.1)⁽²⁵⁾、カナダ年金計画法 Canada Pension Plan s.23(3)及び(4)、雇用保険法 Employment Insurance Act s.86(2)・86 (2.1)のみなし信託を挙げて、これらのみなし信託は倒産手続開始後も効力を失わないとするが、これらの明文の規定にもかかわらず、CCAA s.37(1)及び(2)が、私企業の年金に関する制定法上のみなし信託をも包摂するのかについては、なおも明確とはいえないとされている⁽²⁶⁾。

以上のように、州法である PPSA は、年金受給者は、担保権者よりも優先して支払を受けるべきと規定するが、本事件における第1の開始命令 (Amended Initial Order) では、「DIP ファイナンスの融資者の『最優先の地位の担保』(super-priority charge) については、制定法に依拠するか否かを問わず、他の一切の担保権、信託、リーエン、担保権に優越する」との命令が発せられた⁽²⁷⁾。これは、連邦法である CCAA に基づく裁判所の命令であり、制定法上の優先関係と同じ効力を有する⁽²⁸⁾。州法と連邦法が矛盾する場合には、後者が前者に優越するというのが「連邦法優越の原則」(doctrine of paramountcy) であり、最高裁は、この原則から、「DIP ファイナンスの融資者の Charge が州法による年金受給者のみなし信託に優越する」としたのである⁽²⁹⁾。

3 ところで、前稿でも言及した⁽³⁰⁾ British Columbia v. Henfrey Samson Belair Ltd. 事件判決は、2つの解釈を生んだ。第1に、みなし信託が創設されるのは、通常の無担保の

一般債権者のためであるという狭義の解釈であり、第2に、租税庁であろうと州法により創設されるものであろうと、みなし信託がBIAにより担保権者に優越するためには、コモンローの真の信託の要件を充足しなければならない、というより広義の解釈である。これらの解釈は、前稿で指摘したとおり⁽³¹⁾、多くの裁判例によって繰り返されてきた。

Re Indalex Ltd 事件最高裁判決において、カナダ最高裁は、「債権者に等しい権利を与えるようにCCAAを解釈することを選択する⁽³²⁾」としたが、「裁判所は任意にCCAAにおいて倒産法の秩序を解釈してよいということの意味しない」と述べ⁽³³⁾、結論として、年金受益法PBA s.57による州法上のみなし信託は、CCAAの手続においても、連邦法優越の原則の制約の下で適用されるとした。このことは、CCAAによる清算手続が進行する場合、CCAA自体には優劣決定のルールが規定されていないため、連邦法であるBIAではなく、州法であるPPSAが優劣決定の基準となる可能性を示唆する⁽³⁴⁾。

他方、前稿でも扱った、Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd. 事件最高裁判決⁽³⁵⁾は、CCAA s.3と同s.18.3により、カナダ最高裁は、「Excise Tax Act (一般消費税法)における一般消費税 (general sales tax) は、CCAAの手続開始時には効力を失う」との判断を示し、「連邦議会は、みなし信託は倒産時には効力を失うとの一般原則を定立した」との解釈を提示した⁽³⁶⁾。

しかし、この原則について、Re Indalex Ltd. 事件判決以後の裁判例では、既に述べたBritish Columbia v. Henfrey Samson Belair Ltd. 事件判決に連なる、2つの異なる解釈がその後も展開されているのである。すなわち、第1に、Re Bloom Lake 事件判決⁽³⁷⁾のように、明白には形作られていない租税庁のためのみなし信託のみを規律するという限定的な解釈と、第2に、Re Aveos Fleet Performance Inc. 事件判決⁽³⁸⁾のように、上

記の連邦最高裁の示した原則は、より広範な射程を有し、連邦法と州法の年金に関する制定法が定めるみなし信託を含む、一切のみなし信託を包摂する、という解釈である。よって、Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd. 事件最高裁判決の示した、倒産手続ではみなし信託は効力を失うという説示以降も、以上の点については決着がついていない状況にある⁽³⁹⁾。

(3) 事業再生債務者企業の年金受給者とDIPファイナンスの融資者との利害の対立軸

1 Jassmine Girgis は、Re Indalex Ltd 事件最高裁判決について、以下の点を指摘している⁽⁴⁰⁾。通常、「定型受益年金プラン」(defined benefit pension plan⁽⁴¹⁾) のスポンサーである使用者が経営破綻して年金の原資が支払に不足した場合、これらの債権は通常は無担保の一般債権として扱われ、年金受給資格者は、企業年金をほとんど受け取ることができない事態が生じる。本事件では、年金プランの受益者である年金受給資格者に対して、DIPファイナンスの融資者には、「最優先の地位の担保」(priming charge, super-priority charge) による配当上の順位の上昇が認められた。この措置の背後には、年金受給者は、巨大な商事融資者によって優先されることに対する見返りとして、その他の債権者との関係ではより高度の優先を与えられるべきである、という主張がある。さらに、その前提として、この問題の下では、何が年金受益者をして弱い立場(傷つきやすい、vulnerable)の者へと追いやめるのか、この種の債権者に与えられるべき保護は何か、さらに、DIP融資者の「最優先の地位の担保」(priming charge) 優越の理由について、さらに検討される必要があるという。

Re Indalex Ltd 事件最高裁判決において、Deschamps 判事は以下のようにいう⁽⁴²⁾。すなわち、事業融資は融資者の商業上の原則によって規律され、年金計画の受給資格者の利

益や、受給資格者のために立法をする州政府の利益によっては規律されていないのである。例えば、これに対して、会社の債権者は、融資のポートフォリオを変えることで債務者会社の倒産のリスクの分散を図り、あるいはより高い利率での融資に切り替えてリスクヘッジすることができる。けれども、そのような手法は、年金受給者は、会社の倒産に対して自衛をし得る立場にはなく、使用者が倒産して自分が計画していた年金受給が挫折するかについての情報には、通常はアクセスできないから、従業員である年金受給者には利用できないのである⁽⁴³⁾。

2 そこで、カナダ連邦倒産法 BIA s.81.5 および s.81.6 は、一定の年金計画に関して未払いの年金基金の積立金 (contribution) の支払いを担保する担保権 (charge) を規定する。この担保権は、以下の諸権利を除き、破産財団に対する全ての請求に対して原則として優越する。その例外としてこの担保権に優先するのは、農業用品の供給者 (supplier) に30日間与えられる取戻請求権、所得税に関する源泉徴収金債権、カナダ年金計画 (Canada Pension Plan)、雇用保険、あるいは州法による同等の年金計画、である。

他方、倒産した企業の事業再生において、その従業員の企業年金受給を犠牲にしながら、事業再生資金を供給する融資者を優遇することには、カナダでも批判が多い。ある記事⁽⁴⁴⁾によれば、ある倒産事件で、従業員の年金は CCAA の手続下では3割から4割カットされるのが通常であるという。しかし、租税債権が同様にカットされるかは定かではない。

事業再生を必要とする倒産企業は、その資産のほとんどに何らかの担保権が設定されているのが通常である。事業再生の資金を新たに供与する資金提供者に、他の既存の債権者全てに対する特別の優先、すなわち「最優先の地位の担保」(super-priority charge) が与えられなければ、DIP ファイナンスの融資者

は、あまりに大きなリスクを抱え込むことになり、結果として融資に二の足を踏んでしまうことになって、倒産企業は再生することなく清算 (liquidation) に至ってしまう⁽⁴⁵⁾。他方で、その特別の優先の付与は、従業員個人を犠牲にしてまで事業再生を優先させることを意味する⁽⁴⁶⁾。Re Indalex Ltd 事件最高裁判決において、最高裁自身も、「その過酷な現実には、融資は融資する側の商事上の規則によって支配され、年金計画のメンバーあるいは、州政府をして、年金計画の受給者のために立法をすることに導く政策上の考慮によってではない⁽⁴⁷⁾」としている。

3 なお、みなし信託を規定する立法は、年金計画 (Pension Plan) だけではなく消費税法 (Exercise Tax Act) のような租税立法でもみられるが、それらの制度目的と受益者は、それぞれ性質が異なるはずである。以下での検討は、みなし信託の受益者が年金計画の受給者である元被用者 (従業員) である場合と、租税庁 (Crown) である場合との双方を含む。確かに、2009年の BIA s.50.6 と CCAA s.11.2 の改正は、年金の欠損額が倒産手続の下、優先し得ないとか、効力を有しないということを連邦議会が意図したとまでは明らかにしていない。しかし、Re Indalex Ltd 事件最高裁判決は、2009年改正を前提とするものの、以上の主張とは矛盾する部分を含んでいるという⁽⁴⁸⁾。

(4) 事業再生債務者が年金受給者に対して負う信託義務 (fiduciary duty)

1 次に、Re Indalex Ltd 事件最高裁判決における③の問題、すなわち信託義務 (fiduciary duty) について検討する⁽⁴⁹⁾。

前稿⁽⁵⁰⁾において紹介したように、British Columbia v. Henfrey Sampson Belair Ltd. 事件判決⁽⁵¹⁾において、McLachlin 判事が検討したことを前提とすれば、「制定法上の信託」は、以下の3つの要素が存在しなければならないとされる。すなわち、第1に、その信託

が制定法の規定によって発生するものであること、第2に、信託の目的財産が存在すること、第3に、その財産が特定 (identifiable) もしくは追及可能 (traceable) であること、である。この信託が制定法を根拠に成立するため、信託設定者による信託成立の意思の表明 (manifestation of intention) は要求されない⁽⁵²⁾。また、この種の制定法上の信託において、法の規定により受託者とされた者は、自らの意思で受託者となったわけではないにもかかわらず、明示信託と同様、信託義務違反を問われる可能性があるという⁽⁵³⁾。

以上の特徴は、全ての「制定法上のみなし信託」に当てはまるものの、年金受益法 (Pension Benefits Act) の定めるみなし信託については、前稿で検討した、所得税法 (Income Tax Act) の定めるみなし信託等とは異なる特徴を有する。すなわち、Re Indalex Ltd 事件判決で問題となったように、事業再生手続に入った事業者 (使用者) は、一方で、再生手続の下、「管財人」 (trustee in bankruptcy) としての地位を有すると同時に、従業員に対して「年金の管理・運用者」 (administrator) としての二重の地位を有することになる。これを、「二重の帽子」 (二重の地位、two hats doctrine) 理論という⁽⁵⁴⁾。使用者・事業再生者として事業の再生のために最善の利益を追求することと、年金の管理者として従業員の最善の利益のために年金を運用することとが、利益相反の関係に立つことが、Re Indalex Ltd 事件判決では問われたのである。本来、年金の管理者として、使用者は、自己及び受益者たる従業員との関係で広汎な裁量を有し、年金基金の投資先等について積極的または謙抑的な年金の運用をなし得る⁽⁵⁵⁾。一方で、経営上、事業のために自己の最善の利益を追求することができる。「二重の帽子」理論は、使用者が「使用者として」 (as employers) かつ (あるいは) 「年金の提供者として」 (as sponsors) 行動する場合には信託義務 (fiduciary duty) を負わず、

彼らが「年金計画の管理者として」 (as plan administrators) 行動する場合にのみ、受益者のために最善の努力をするという「信託義務」を負うとしてきた⁽⁵⁶⁾。

けれども、「二重の帽子」理論は、使用者が、その年金管理者以外の範囲では信託義務を負わないという点だけではなく、使用者兼年金提供者と、年金管理者の間に明確な機能上の線引きをなし得るという、疑問のある前提に依拠する点においても、論理一貫性を欠いている。実際に、その線引きは判例法において正確になされてきたわけではない。コモンローにおいては、使用者兼年金提供者と年金管理者との間の線引きは、年金計画の文書の内容次第であって、きわめて分かりにくいものとなっていたからである⁽⁵⁷⁾。

実際のところ、「二重の帽子」理論は、それ自体が、コモンローもしくは制定法の下で適用可能なわけではない。このルールには、使用者の利益相反を調整する道具としてその完全性に必要不可欠な、年金の管理とそれ以外の機能を明確に峻別するメカニズムが欠けている。抽象的にいえば、使用者が、従業員に対して「絶対的な忠実義務」 (duty of absolute loyalty) によって導かれるある機能を実行することは可能だが、他方で、他の事項に関連して、自己の利益を自由に追求する、ということはある。しかし、現実には、そのような切り分けは、実行することもモニターすることも困難である⁽⁵⁸⁾。

2 年金運用者が負う信託義務は、Burke v Hudson 事件判決⁽⁵⁹⁾において確立された。同判決によれば、年金運用者の信託義務は、運用者が従業員の利益に影響しうる片面的な裁量 (unilateral discretion) を行使し、かつ、その裁量の行使によって従業員が脆弱な地位に置かれる場合に生ずる⁽⁶⁰⁾。Re Indalex Ltd 事件最高裁判決においては、前稿で詳論したオンタリオ控訴裁判所の判断に対して、カナダ最高裁は、Indalex 社が、制定法上もコモンロー上も、年金計画の管理者としてその能

力において、年金の受給権者との関係で信託義務を負うこと、および、同社が、CCAAの倒産手続における関係から生じる信託義務に違反したことを全員一致で支持した。しかし、法廷意見と少数意見は、信託義務違反の重大性と、義務違反に対する救済の点で分裂した。

法廷意見は、本事件の問題である、事業再生中の会社である使用者が、使用者と年金計画の管理者の地位の衝突のジレンマを解決するには、「二重の帽子」理論は有用でないと認定している。多数意見を書いた Deschamps 判事は、以下のようにいう⁽⁶¹⁾。すなわち、「このルール（「二重の帽子」理論）によっては、一定の意思決定が、会社の経営に関わる事項か、それとも、年金の管理に関する事項に関わるのかを適切に分類できない。使用者は、慎重な経営判断をするのも当然であるが、それでも年金の受給権者の利益を侵害するかもしれない。年金計画の管理者として行動する使用者は、年金計画の受給権者メンバーに対する信託義務を無視し、かつ、自分が「会社の帽子」をかぶっていることを理由として、競合する会社の利益を追求することは許されない。」Deschamps 判事が観察するように、年金計画の管理者の役割を担う使用者は、管理者に課せられる信託義務を負っており、彼らの会社の利益が、特定の事項に関して負う義務と抵触する場合、その義務を懈怠することは許されないのであり、抵触する場合には、それは解決されなければならないのである⁽⁶²⁾。

Deschamps 判事は、Indalex 社が、年金計画の資金の欠損に気がついた時点で利益相反に陥ったことを認定した。その欠損こそが信託上の請求（擬制信託）を生ぜしめる法的な紛争の可能性の端緒となったのであった⁽⁶³⁾。Deschamps 判事は、この点について、Indalex 社はその利益相反を解決する義務を負っていたことを指摘する。その解決の方法として、年金提供者に対して、DIP ファイ

ナンスの承認を求めるに際して、その承認によって、州の制定法によって生じる（年金受給権者のための）みなし信託が DIP ファイナンスの「最優先の地位の担保権」（priming charge）に劣後することを通知すべきであった。あるいは、別の方法として、Indalex 社が年金計画の管理者の地位から退き、CCAA の倒産手続の下で年金受給権者の利益を代表する者を立てる取り決めをすべきであった、というのである⁽⁶⁴⁾。この2つの手段の懈怠が、Re Indalex 社の信託義務の懈怠を生じたことを意味する。

しかしながら、信託義務の違反が、年金受給権者の主張する損害の発生原因となったのではなく（たとえ信託義務を履践しても損害の発生は回避できなかった）、その損害は年金基金の欠損事態から生じた⁽⁶⁵⁾ものであって、結果として、Deschamps 判事は、擬制信託による救済を認めなかった。なお、Cromwell 判事は Deschamps 判事の法廷意見に賛成し、補足意見を述べるが、利益相反自体が信託義務違反を生じるのではなく、年金受給権者の代表（管理者）であり、かつ使用者であるということが、使用者＝管理者としての会社の義務によって著しくかつ実質的に侵害されるリスクがあり⁽⁶⁶⁾、かつ、年金計画の書面と制定法によって与えられる、年金計画の管理者の狭い範囲内においてのみ、信託義務違反が生じるとしている。

他方、唯一の反対意見を表明した LeBel 判事は、「二つの帽子」理論は、複数の互換不能の役割を使用者が負う場合に、その信託義務の責任を回避することを可能にするとして、この理論を否定的に捉えている⁽⁶⁷⁾。同判事は、Indalex 社が、CCAA の下での保護を求め、債権者と取り決めを提案し始めた時点で、既に利益相反に陥ったと認定した⁽⁶⁸⁾。Indalex 社は、利益相反が明らかになった時点で直ちに年金管理者の地位を退き、年金受給権者の利益を保護することのできる独立した管理者に地位を渡すべきであったのに、そ

うしなかった。その懈怠が信認義務違反を重大にさせ、従業員の損失に密接に結びついているため、救済として擬制信託の付与が適切であると判断したのである。

3 Ronald Davis は、以上のカナダ最高裁の信認義務に対する判示は、既存のコモンロー上の信認義務と調和しないとして次のように批判する⁽⁶⁹⁾。すなわち、長い間、「信認義務」とは、受託者が自己の利益と信認義務の抵触におかれる場合に、私益を迫及するために信認関係を切断することを禁止する。この原則を Re Indalex 社事件判決の事案に適用すると、最高裁は、Indalex 社が、厳格に自己の利益を追求することを禁止すべきだった、言い換えれば、年金受給者に対する信認義務と抵触するとき、CCAA の下で事業再生を進めることを禁止すべきであった、ということにつながる。すなわち、Davis によれば、最高裁の法廷意見の説示は、Indalex 社をして、事業再生という自己の利益を追求するために、年金受給者に対する信認義務を免除することを認めるに等しいというのである（年金受給者に対してその支払をなせば、事業再生に必要な資金が枯渇するというジレンマ）⁽⁷⁰⁾。この指摘は、実際のところ、Indalex 社は、DIP 融資債権者に対して、年金受給者に優先する「最優先の地位の担保」の付与を拒絶すべきであったか、あるいは、事業譲渡の譲渡先である購入者が、年金債務を引き受けることを条件として事業を売却すべきであったことを意味する。Davis は、カナダ最高裁は、この事実をもって信認義務違反を認定し、救済として擬制信託の付与を維持すべきであったと主張する。もっとも、最高裁が擬制信託の付与を拒絶したことは、次に述べるとおりである⁽⁷¹⁾。

(5) 擬制信託 (constructive trust) の成否

かつてカナダ最高裁は、Soulous v Korkontzilas 事件判決⁽⁷²⁾において、違法に獲得された財産についての救済として、擬制信託が適

切であるとされる要件として、以下の4つを挙げていた。すなわち、①被告が、その財産が手中に帰するきっかけとなった活動について、エクイティ上の義務を負っていること、②被告の手中に帰した財産が、信認義務に違反して、信託とみなされる (deemed)、あるいは実際に信認義務に基づいて生じる活動から得られたものであること、③原告が物的救済 (proprietary remedy) を求める正当な理由を証明しなければならないこと、④擬制信託を被告に課すことが、干渉する債権者にとって利益となるように、不当のものと解する要素がないこと、である⁽⁷³⁾。

Re Indalex Ltd 事件において、オンタリオ控訴裁判所は、以上の法理を前提として、次のように判示していた⁽⁷⁴⁾。

「Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd. 事件最高裁判決⁽⁷⁵⁾において Deschamps 判事は、その理由づけのパラグラフ第70において、『手続の参加者が共通の目的を実現し、また、全ての利害関係者が、状況の許す限り有利にかつ公平に扱われる場合に、事業再生が成功する機会が増す、ということも CCAA の管轄裁判所が強調している』、と述べている。年金の受給者は利害関係者である。そして、いったん制定法上のみなし信託による請求が承認されれば、彼らもはや単なる無担保の一般債権者としては扱われなくなる。仮に、被告が Re Ted LeRoy Trucking Service Ltd. 事件判決 (Century Service 事件) に依拠して主張するように、制定法上のみなし信託が自動的に DIP 融資者の『最優先の地位』に優先するとするならば、Indalex 社と同様の状況におかれた会社にとって、資金不足に陥った年金計画を取り扱おうとインセンティブはもはや働かない。もはや、年金受給者を『状況の許す限り有利にかつ公平に』扱おうとするインセンティブはない。そのインセンティブによって、企業は、Indalex 社と同様、年金受給者に告げることなく裁判所に行き、彼らに対する債務等がな

いかのように、裁判所と交渉するであろう。」

2 以上の説示に基づき、オンタリオ州控訴裁判所は、年金受給者たちは、年金の管理人として、使用者が、CCAA の倒産手続の下で年金受給者の構成員を適切に保護しなかったことによって、その受託者としての信託義務に違反したことを理由に訴えを提起し得るとした。さらに、控訴裁判所は、信託義務違反に対する適切な救済として、擬制信託 (constructive trust) を与えて、つなぎ融資の債権者その他の担保権者に対する年金の優先を認めたのだった。

しかし、カナダ最高裁は、上記の控訴裁判所の決定を覆し、使用者は、確かにつなぎ融資を得た際に事前にみなし信託の構成員 (年金の受給者) に知らせることを省略したことによって信託義務に違反したが、擬制信託はその状況に置ける適切な救済ではないとの判断を下した。擬制信託は、信託の目的財産が直接的に違法行為に関連しているか、その財産に対して追求可能である場合にのみ救済として与えられるのであって、Re Indalex Ltd. 事件の事案はそうではなく、Cromwell 判事によれば、Soulous v Korkontzilas 事件判決の示した②の要件を欠くというのである⁽⁷⁶⁾。ある分析によれば、カナダ連邦最高裁は、CCAA の倒産手続の下での擬制信託の適用についてはいかなるルール付けもしなかったが、そのような救済としての信託を発生させる条件を証明することが困難であることを示したという⁽⁷⁷⁾。

結局のところ、Re Indalex 事件判決のような事案で、今後擬制信託が救済手段として用いられることはほとんどなくなったと評価してよいであろう。

(6) 小 括

1 以上が、Re Indalex 事件最高裁判決の概要である。まず、「制定法上のみなし信託」そのものに関しては、Re Indalex 事件最高裁判決は、BIA においてみなし信託が

倒産手続きで有効であるとする BIA s.67(2) 及び同(3)のルールを、CCAA の手続にそのまま自動的に当てはめることはせず、通常的信託としての性質を有さないから、結果として、DIP 融資債権者に与えられた「最優先の地位の担保」(super-priority charge) に劣後するとした⁽⁷⁸⁾。

カナダ最高裁の判示は、全体としてみれば、使用者が、使用者と年金管理者としての地位を同時に継続しながら、利益相反の主張を回避するための戦略として「二重の帽子」理論が役に立たず、そのためのツールとして死を宣告するものであるようにみえる⁽⁷⁹⁾。同判決は、使用者兼年金計画管理者は、年金計画のメンバーである受給権者に対して負う信託義務を無視することはできず、二つの役割が抵触する場合にはその解決をしなければならないことを示している。その意味では、同判決は、従業員にとって完全な敗訴、というわけではない。

2 けれども、カナダ最高裁の示す解決のための処方箋は、従業員にとって十分な保護を提供するものとは言い難い。法廷意見は、使用者は、従業員に通知をするか、または、年金管理者としての地位を辞するだけで、従業員の年金の利益を毀損しながらも、信託義務の遵守よりも経営上の利益を優先することを認めているのである。少数意見でさえ、使用者兼年金計画の管理者は、利益相反を回避する義務を負うと述べるにすぎない。少数意見の利益相反に対する寛容 (tolerance) の敷居は、法廷意見のそれよりも低く、信託義務違反に対して課す制裁はより厳格である。しかし、使用者は、適時に年金管理者の職を辞して代わりに新たな信託義務を負う者を用立てる限り、年金受給権者の利益を損ないつつ、自己の利益を追求することを認める点は、少数意見でさえ、法廷意見と異ならないのである⁽⁸⁰⁾。

年金受益法 (Pension Benefits Act) に根拠をおく「制定法上のみなし信託」を扱う事

例であるからこそ、Re Indalex 事件最高裁判決では、使用者である事業再生債務者が、同時に年金計画の管理者として信託義務を負うかどうかの問題となった。しかし、例えば、所得税法を根拠とする「制定法上のみなし信託」については、給与から所得税を控除する企業が、所得税を納める国や自治体、あるいは従業員との関係で、「二重の帽子」理論が適用されるような、利益相反の関係に身を置いて信託義務を負うことになるのは、やや考えにくい。したがって、「制定法上のみなし信託」を扱う裁判例において、受託者の信託義務が同時に問題となるのは、年金受益法による場合に限定されると考えてよいであろう⁽⁸¹⁾。

Ⅲ Re Indalex Ltd 事件最高裁判決とは異なる傾向の裁判例の動向——ケベック州の裁判例

(1) ケベック州法における制定法上のみなし信託の規定と2件の裁判例

1 その一方で、Re Indalex Ltd 事件最高裁判決の前後に登場したケベック州のいくつかの判決は、前稿で検討した分析とは異なる展開を見せつつある。

ケベック州は大陸法系の法体系を有するが、「追加的年金計画法」(Supplemental Pension Plans Act (SPPA)) s.49は、「給与からの源泉徴収金及びその付随の利息が、年金基金または保険者に支払われるまで、それらは、使用者がそれらの資金を自己の財産から分離されているかどうかにかかわらず、使用者によって(使用者を受託者として)信託のために保有されるとみなされる」と規定し、制定法上のみなし信託の成立を宣言する⁽⁸²⁾。他の州のみなし信託の規定が、例えば「年金基金が全額又はその一部が終了する」等のみなし信託を発動させる文言(triggering event)を含むのと異なり、追加的年金計画法 s.49 の以上の文言は、年金保険料と利息の支払期限が到来すると直ちに制定法上の

みなし信託が成立する、と読むことができる⁽⁸³⁾。また、この規定は、「使用者が年金基金に支払われたのと同額の資金を保有するものとみなす」、という他の州では一般的な文言を含まないことも特徴である。もっとも、実質的な内容が異なるものではないと評価されている⁽⁸⁴⁾。

2 第1の事件である Re White Birch Paper Holding Co. 事件判決⁽⁸⁵⁾では、債務者であるパルプ・紙製造会社が2010年2月に CCAA (Companies Creditors' Arrangement Act, 会社債権者整理法)により裁判所の保護命令を取得した。このとき、既に Re Indalex Ltd. 事件判決の控訴審判決が下された2011年10月後の段階であり、債務者会社の現従業員と退職した元従業員らは、前稿で詳論した Re Indalex Ltd. 事件判決の控訴審の判断に基づき、制定法上のみなし信託は、CCAAによって担保権者に与えられる特別の最高位の優先(super-priority)にさえ優先して、期限の到来した年金の特別給付(special payments)を命じることを裁判所に求めた。

ケベック州控訴裁判所の Mongeon 判事は、この申立てを棄却した。彼は、制定法上のみなし信託が、通常の意味による信託の3つの成立要件を充足しないため、信託としての効力を持たないとした⁽⁸⁶⁾。しかし、この判断については、次のような批判がなされている。すなわち、「制定法上のみなし信託」は、まさに制定法の規定(「追加的年金計画法」(Supplemental Pension Plans Act (SPPA)) s.49)により、通常の意味による信託の成立要件を充たさなくても信託の効力を発生させ得る。連邦倒産法(Bankruptcy and Insolvency Act, BIA)は、州法上の信託が、同法 s.67(1)(a)による意味での真の信託にはあたらないことを規定するが、CCAAは同様の規定を有しない。しかし、このことを根拠として、真の信託の成立要件を充足しないことを理由に、制定法上のみなし信託が

CCAA の倒産手続の下で真の信託に匹敵する効力を有しないとすべき理由はない、というのである⁽⁸⁷⁾。

次に、Mongeon 判事は、SPPA s.49のみなし信託の有効性を CCAA が肯定していないから、CCAA の下で保護命令を取得した債務者会社には同条は適用されないとした⁽⁸⁸⁾。この判断は、前稿で取り上げた Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd. 事件最高裁判決⁽⁸⁹⁾の Fish 最高裁判事による少数意見に依拠したものにすぎないとされる⁽⁹⁰⁾が、その少数意見は、同判決の法廷意見によって明確に否定されていることに注意を要する⁽⁹¹⁾。

最後に、Mongeon 判事は、たとえ SPPA s.49によりみなし信託が CCAA の手続において有効であるとしても、「連邦法優越の原則」(doctrine of federal paramountcy)により、CCAA によって最優先の地位を与えられた担保権者に対しては、信託の受益者は優先しないとした⁽⁹²⁾。この判断は、同判決後の Re Indalex Ltd. 事件最高裁判決に合致するものといえる。

3 けれども、第2の事件である Re Timminico ltée 事件判決⁽⁹³⁾では、White Birch 事件判決を審理した Mongeon 判事自身が、大陸法系のケベック州法の下でも制定法上のみなし信託は有効であり、担保権者に優先するとの判断を示したのである。

同判決の事案は、債務者であった Timminco Inc. とその子会社である Slicium Becancour Inc. (SBI) が、オンタリオ上級裁判所 (Ontario Superior Court) から CCAA による保護命令を得た2012年1月に始まる。主たる争点は、SBI の年金の受益者 (受給者) が、債務者会社の一切の動産及び不動産の引渡なくして成立する一般抵当権 (universal hypothec)⁽⁹⁴⁾を有する債権者の請求に対して優越するか、であった。SBI の提供する年金の受給プランがケベック州法によって規律されるため、裁判の申立てがオンタ

リオ上級裁判所であったにもかかわらず、ケベック上訴裁判所の審理に委ねられることとなった。

本件の事案では、みなし信託が一般抵当権の対抗力具備後に成立したため、担保権者に対して優先する旨の明示の規定がなければ、みなし信託は担保権者に対して優先し得ないという Royal Bank v. Sparrow Electric Corp. 事件判決⁽⁹⁵⁾の法理が妥当し、本来であれば一般抵当権が優先するはずであった。しかし、Mongeon 判事は、ここで、「追加的年金計画法」(Supplemental Pension Plans Act (SPPA)) s.264に依拠して、みなし信託の優先を導こうとした。

SPPA s.264は、以下のように規定する。

「法律によって別段の定めがおかれる場合を除いて、以下の金銭または源泉徴収控除金は、譲渡もしくは差し押さえできないものとする。

- (1) 年金基金もしくは保険者に対して支払われるべきもしくは支払われた一切の控除金およびその利息、
- (2) 年金計画もしくは本法の下での一切の還付金または受取年金 (pension benefit)。」

この規定に基づき、一般抵当権を有する債権者も含めて、いかなる債権者も年金基金の把握する金銭については擱取することが可能でないとして、Royal Bank v. Sparrow Electric Corp. 事件判決の規律は本件には及ばず、みなし信託の成立時から直ちに債権者の擱取可能性が排除され、一般抵当権も年金の対象たる財産には及ばない、という判断が下されたのである⁽⁹⁶⁾。

4 かつて Royal Bank v Sparrow Electric Corp. 事件判決において、カナダ最高裁は、制定法上のみなし信託は、その信託が、他の担保権者による負担がない資産の範囲でのみ有効であるとの原則を確立した⁽⁹⁷⁾。Re Timminico Itee 事件判決で Mongeon 判事が述べるのは、このカナダ連邦最高裁のルール例外を創出するものといえ、ケベック州

の追加的年金計画法 SPPA s.264がカナダ連邦最高裁の Royal Bank v Sparrow Electric Corp. 事件判決によるルールの例外であるとの解釈を示しているのである⁽⁹⁸⁾。

Re Timminico ltée 事件判決に追従する判決が続けば、それは担保権者にとって脅威となる。しかし、差押免除財産の対象は狭く解釈すべきであり、債務者会社の清算時に、会社債権者の側がその財産に対する擱取を否定される一方、会社の株主に対して差押免除財産が最終的に配当されるとする点には疑問が呈されている⁽⁹⁹⁾。特に、年金の受益者の受給の存続にとって、差押免除と受益者との間には、間接的なつながりしかないことが重要である。結果として、同判決に将来従う判決は、おそらくは現れないと予想されている⁽¹⁰⁰⁾。

他方、Re Indalex 事件判決が示している擬制信託を救済として発動することについて、以上の2件の判決は次のように言及している。すなわち、第1の事件である Re White Birch Paper Holding Co. 事件判決において、ケベック王座裁判所は、Re Indalex Ltd 事件最高裁判決で、みなし信託の救済手段としての援用が否定された擬制信託 (constructive trust) について、ケベック州においては以下の2つの理由から、適切な救済とはいえないとしている。すなわち、第1に、ケベック州「追加的年金計画法」(Supplemental Pension Plans Act (SPPA)) によれば、登録された年金計画の管理は、年金のスポンサーである使用者よりもむしろ、年金委員会 (pension committee) に委ねられており、その構造によっていかなる利益相反も実質的には避けられている。第2に、ケベック州法の下で擬制信託が有効であるためには、ケベック州民法の下で、擬制信託が真の信託として構成される必要があるが、制定法上のみなし信託にはこれは妥当しない、と⁽¹⁰¹⁾。

けれども、上記の第2の理由づけは、Re Timminico ltée 事件判決が、「みなし信託は

真の信託 (true trusts) である」と判断したため、不正確であると評価されている⁽¹⁰²⁾。

(2) 連邦法上みなし信託の規定と Re Aveos Fleet Performance Inc. 事件判決

1 ケベック州における残りの2件の判決 (Re Aveos Fleet Performance Inc. 事件判決および Re Bloom Lake General Partner Ltd. 事件判決) においては、連邦法である「1985年年金受益基準法」(Pension Benefits Standards Act, 1985, PBSA) s.8(1)及び(2)の規定が問題となった。

「1985年年金受益基準法 s.8

- (1) 全ての使用者は、その年金計画において、以下の a 号から c 号において言及された資金を、年金計画の構成員、前構成員、および同計画の下で受給資格を有する他のいかなる者のために、使用者固有の資産から分離され別個の保管する義務を負い、かつ、信託の目的として保有するものとみなされる。
 - (a) 年金基金の資金、
 - (b) 支払期限の到来した以下の資金の相対と同額。(i)既定の支払い、および、(ii)不履行時の再交渉の合意 (workout agreement) に基づいて求められる支払い額
 - (c) 以下に定める年金基金に対して送金されなかった一切の金銭額。すなわち、(i)使用者が、年金計画の構成員の給与から控除した金額、および、(ii)本法 s.9.14(2) および s.29(6)の下で支払う義務を負ういかなる額を含めて、使用者から年金基金に対して支払われるべき他の金銭。
- (2) 使用者について、清算 (liquidation)、事業譲渡 (assignment)、もしくは破産が生じた場合、本条(1)において信託の目的とみなされるのと同額の金銭は、その額が使用者の固有の資金もしくはその破産財団を構成する資産と別個に分離して保管されているかどうかに関わらず、使用者の清算、

事業譲渡、もしくは破産の財団から分離されるものとみなされ、かつ、その財団を構成しない。」

Re Aveos Fleet Performance Inc. 事件判決⁽¹⁰³⁾では、債務者は、エアカナダの子会社の航空機整備会社であり、その従業員の多くはかつてエアカナダの社員であった。会社は深刻な資金難に陥り、2012年3月にCCAAによる裁判所の保護を申し立てた。その手続の下でほとんどの資産は売却された。

同事件での主たる争点は、みなし信託の担保権者に対する優先の有無であった。Schrager 判事は、主に Royal Bank v. Sparrow Electric Corp. 事件判決⁽¹⁰⁴⁾に依拠して、みなし信託の成立以前に成立した抵当権や担保権に対して、連邦法によって規定されたみなし信託が優先するわけではないと結論づけた（みなし信託は真の信託の成立の3要件を欠くとする）。しかし、同判事の説示は、みなし信託が実際に、すでに他の債権者のための担保権の目的物となっている財産上にも成立するのか、あるいは、それらの担保目的財産にはみなし信託は何らの作用も生じないのかについては、何ら判断していないと評価されている⁽¹⁰⁵⁾。

Royal Bank v. Sparrow Electric Corp. 事件判決は、「制定法上のみなし信託は、その信託が、他の担保権者による負担がない資産の範囲でのみ有効である」と判示しているように見え、その理由として、債務者がそれらをすでに所有していないからみなし信託が作用しないことを含意すると解する余地があるという⁽¹⁰⁶⁾。コモンロー上は、所有権（ownership）の分属を認めるが、大陸法系であるケベック州法においては、コモンローと異なり、担保権者が担保目的財産を所有していることを前提として、抵当権の設定後であっても、所有者は、他の債権者のために新たな抵当権を設定することができる。その場合の競合する担保権同士の優劣は、担保権の公示に関するルールに従って、登録の順序に

よって決定されるのであり、この点はケベック州民法典でも同じである⁽¹⁰⁷⁾。他方、みなし信託と抵当権の優劣決定に際しては、担保権が先に成立したか、先に登録をしたことを根拠に、みなし信託に優先するとは規定していない。みなし信託については、その資金の運用の態様から、その成立時期を一義的に判定できないため、成立時期等を優劣の基準とする以上の論拠は、薄弱であると評価されることになる⁽¹⁰⁸⁾。

2 加えて、Re Aveos Fleet Performance Inc. 事件判決において、Schrager 判事は、連邦法であるPBSAによるみなし信託は、CCAAの倒産手続の下では効力を有しないと判示した⁽¹⁰⁹⁾。しかし、前稿で検討したように、「制定法上のみなし信託」（statutory deemed trust）は、特に州法の規定を根拠とするものは、「連邦法優越の原則」（federal paramountcy）から、連邦法である連邦倒産法（BIA）及び会社債権者整理法（CCAA）の各倒産手続開始は、効力を失うこととされた⁽¹¹⁰⁾。しかし、Re Indalex Ltd. 連邦最高裁判決において、Deschamps 判事は、BIAの手続の下で債務者会社が清算された場合には効力を失うがCCAAの手続において裁判所の保護命令が下された場合には、当該倒産手続開始後も「みなし信託」が維持される、という例外を認めている⁽¹¹¹⁾。よって、Schrager 判事の以上の説示は、カナダ最高裁の判断にも違背するものといえる。また、同判事の説示は、CCAA s.37(1)が、「本法が明示的に規定すれば、租税庁を含む国のためのみなし信託は、CCAAの手続においてみ効力を失わない」と定める点を看過していると指摘されている⁽¹¹²⁾。

もっとも、Schrager 判事は、Royal Bank v. Sparrow Electric Corp. 事件判決および Re Ted Reloy (Century Service) 事件判決に依拠して、みなし信託は信託の成立の3要件を充足せず、真の信託とはいえ、BIA s.67(2)に服し、既存の担保権に優先し得ない

と解した。Re Indalex Ltd 事件最高裁判決後の年金のみなし信託の取扱いは、BIA における優劣決定の原則が自動的に CCAA に導入されることはなく、また、年金のみなし信託は真の信託ではない、という論理を展開しており、この論理は、倒産弁護士によるみなし信託に対する標準的なアプローチであったといえるのであり⁽¹¹³⁾、この点は、ケベックにおいても同様であるといつてよい。

けれども、Re Timminico ltée 事件判決が、Royal Bank v. Sparrow Electric Corp. 事件判決の定立した、「制定法上のみなし信託は、その信託が、他の担保権者による負担がない資産の範囲でのみ有効である」との原則⁽¹¹⁴⁾は、SPPA s.264においてはその適用を排除すると判示したことは、少なくともケベック州においてはこの原則が貫徹されていると言いはれ、なお不安定な様相を呈しているといえよう⁽¹¹⁵⁾。

(3) Re Bloom Lake General Partner Ltd. 事件判決の登場

1 他方、Re Bloom Lake General Partner Ltd. 事件判決⁽¹¹⁶⁾は、連邦法による「制定法上のみなし信託」は、同じく連邦法である民事再生型事業再建手続である CCAA の下では、その成立・適用を黙示的に排除される、との判断を示した。

同判決の事案はこうである。ケベック州とニューファンドランド島で鉄道と鉱石の採掘残事業に従事していた企業グループが、ケベック上訴裁判所に対し、CCAA による保護命令の獲得を申し立てた。争点は、年金の受益者（受給者）のみなし信託に基づく請求との関連で、つなぎ融資（interim financing）を提供する担保権者に対して「最優先の地位の担保」（super-priority charge）を与えるべきか、ということにあった。関係当事者である従業員の年金計画は連邦法が管轄するものであったが、他の従業員の年金基金は、New Foundland and Labrador 州の州法が規

律するところであったため、本事件では、連邦法により創設されるみなし信託と、州法により成立するみなし信託の、双方の適用が問題となった。すなわち、Re Indalex Ltd. 事件最高裁判決では州法上の年金に関するみなし信託と CCAA によるつなぎ融資の債権者に与えられる「最優先の地位の担保」との関係が問題となっていたのに対して、本件では、州法上のみなし信託に加えて、連邦法である「1985年年金受益基準法」PBSA (Pension Benefits Standards Act) s.8の規定するみなし信託に対して、つなぎ融資者の「最優先の地位の担保」権が優越しうるかが問題となった点に特徴がある⁽¹¹⁷⁾。

Hamilton 判事は、次のように結論づけている⁽¹¹⁸⁾。すなわち、「連邦議会の意図は、PBSA の潜在的にはより広範な文言にもかかわらず、連邦法上の年金の請求権は、BIA と CCAA に規定された範囲内でのみ保護されると、当法廷は結論づける。」「あるいは、CCAA の下での清算（liquidation）という用語は、PBSA s.8(2)における「清算」の用語の範囲内ではなく、よって、みなし信託の成立するきっかけとなった事項はない、と結論づける。」「もしくは、CCAA s.11.2の条件を充足する場合に、PBSA s.8(2)のみなし信託は、裁判所が、つなぎ融資をする担保権者に対して『最優先の地位の担保』を付与することを妨げない」と。

この説示を、敷衍すればこうである。すなわち、PBSA s.8(2)は、「使用者の、清算（liquidation）、事業譲渡（assignment）、破産（bankruptcy）」をみなし信託成立の引き金とする事項（triggering event）として規定する。しかし、実際には、いったんは事業再生を試みたものの、功を奏せず清算に至るような場合、どの時点でそれらの事項が発生したのかを確定することは、実際には難しい⁽¹¹⁹⁾。Re Bloom Lake General Partner Ltd. 事件の事実からは、裁判所が事業資産の売却を承認した時点に、以上の事項（「清

算)が発生したと認定できる。その決定に至っていなかったならば、みなし信託は単に適用されなかったであろう。にもかかわらず、Hamilton 判事は、「CCAA の下での清算 (liquidation) という用語は、PBSA s.8(2)における「清算」の用語の範囲内ではなく、よって、みなし信託の成立するきっかけとなった事項はない」、と判断したのであった⁽¹²⁰⁾。

Hamilton 判事の以上の説示については、一方で、PBSA s.8の規定で用いられている潜在的に広範囲に適用し得る文言にもかかわらず、保護されるべき年金請求権は、BIA と CCAA の定める所によることになるから、説得力を欠くと評価するものがある⁽¹²¹⁾。けれども、Hamilton 判事は、CCAA の2009年改正が年金計画の一定の請求にのみ保護を限定した点⁽¹²²⁾を指摘して、PBSA と CCAA という連邦法同士の法の抵触の問題を生じることを明らかにする。「CCAA と BIA の年金に関する規定は、PBSA s.8より後に施行されたため、後発の立法の方が過去の立法に対して優越するのが原則である。」すなわち、「連邦議会は、CCAA と BIA の定める範囲のみ (倒産手続において) 限定的に年金による請求を保護することを企図した」、と述べるのである⁽¹²³⁾。

2 Re Indalex Ltd. 事件最高裁判決において、Deschamps 判事は、BIA と CCAA の2009年改正の際、連邦議会在、いったんは年金計画の受給資格者 (企業の従業員を含む) に対して倒産手続において特別の保護を与えるべきことを検討したものの、その選択をしなかったことを説示している⁽¹²⁴⁾。このことからしても、CCAA と BIA の2009年改正によって、CCAA と BIA の手続下では完全にこれらの手続が PBSA のみなし信託に対して優越することが導かれ得る。そうであれば、PBSA と二つの連邦法の間に抵触は生じていないことになる。その一方で、2009年のこれら倒産法の改正後であっても、一方で、「最優先の地位の担保」が目的財産に対してみな

し信託の成立前に成立すれば、この担保権が優先するが、逆に、みなし信託の成立後に「最優先の地位の担保権」が裁判所によって付与・成立すれば、この担保権及び無担保の一般債権者はみなし信託に劣後する、ということになる⁽¹²⁵⁾。CCAA の2009年改正 CCAA s.11により、裁判所に、つなぎ融資 (interim financing) を行う担保権者に「最優先の地位の担保」(super-priority charge) を与える権限が付与された後であっても、裁判所が「最優先の地位」を認めることができる対象は債務者に帰属する財産に限定されるから、みなし信託が真の信託の性質を有するなら、その成立は、本来、その財産を事業再生債務者の一般財産から排除し、一般債権者の配当の目的財産から除外することを意味する。しかし、仮に、みなし信託が CCAA の手続下で効力を失うなら、みなし信託の受益者は無担保の一般債権者の地位に追いやられ、「最優先の地位の担保」を与えられた融資債権者に劣後するのは当然ということになる⁽¹²⁶⁾。

結局のところ、みなし信託の成立によって、これが「真の信託」であれば目的財産の倒産隔離効を有するのに対し、単に他の担保権に対する「優先」(priority) をする考慮を生じるとどまるのかによって、結論が異なってくるということであろう⁽¹²⁷⁾。

もっとも、仮に Hamilton 判事の達した主たる結論の説示が将来の判決で追従されるとすれば、それは、PBSA のみなし信託が CCAA の手続においては絶対的に効力を持たない、ということの意味することとなる。また、そのような結論は、連邦法ではなく州法によるみなし信託にも広く妥当すると考えられる。というのは、こうである。すなわち、CCAA s.11.2(2)は、「裁判所は、いかなる担保権者 (secured creditor) に対しても優先する担保権を付与し得る」と定める。この「担保権者」に、制定法上のみなし信託が含まれれば、「最優先の地位の担保」(super-priority charge) がみなし信託に優先するの

は、CCAA s.11.2(2)の解釈上、当然ということになる。また、CCAA s.11.2(2)の「裁判所は、会社のいかなる担保権者の請求に対しても優先する担保権を命じ得る」という「いかなる担保権者」の文言に、みなし信託が含まれるかについて、連邦法と州法のみなし信託の間に矛盾がないとすれば、「連邦法優越の原則」(doctrine of paramountcy)の適用はないこととなり、州法上のみなし信託がCCAAのDIPファイナンスの融資者に与えられた「最優先の地位の担保」に優越する可能性が開かれることになる⁽¹²⁸⁾。

3 Re Bloom Lake General Partner Ltd. 事件判決は、その2年後に新たな展開を迎えることとなった⁽¹²⁹⁾(Re Bloom Lake 事件第2次判決)。2017年6月、同社の事業再生を担当するモニター(monitor)⁽¹³⁰⁾が、支払不能状態に陥った使用者の清算の関連で、再度同じ問題について裁判所の審理を申し立てた⁽¹³¹⁾。再び審理を担当したHamilton判事は、ニューファンドランド州のそれぞれの年金計画では、みなし信託は清算時の損金をカバーするが、ケベック州の年金計画とPBSAではカバーしないと判示した。Hamilton判事は、州法によるみなし信託がCCAAの手続では有効であるがBIA s.50.6の優劣基準をCCAAに導入することによって克服されるか、という可能性について、「連邦議会は、州法による年金のみなし信託が倒産手続の下では効力を失い、BIA s.50.6の優劣基準がCCAAによる清算手続にも及ぼされる」と判示している⁽¹³²⁾。これらの争点は、みなし信託の成立の可否とは異なる論点であるため、これ以上の検討は省略する⁽¹³³⁾。

IV Re Indalex 社事件最高裁判決以後の裁判例——ケベック州以外の事例

(1) Re Rosedale Farms Ltd. 事件判決および Canada North Group Inc 事件判決

1 以上のように、つなぎ融資を行うDIP

融資者(interim lender)に対して裁判所が付与しうる「最優先の地位の担保」(superiority charge)が、年期受給権者のための制定法上のみなし信託に優先し得るかが、Re Indalex 社事件最高裁判決を含めて多くの裁判例で争われてきた。少なくとも、州法上の企業年金に関する事件については、CCAAs.11.2(2)による「最優先の地位の担保」に対して、みなし信託が劣後する地位に置かれることは明らかになったといえる。

けれども、前稿でも取り上げた「消費税法」(Excise Tax Act) s.222(1), (11)、及び(3)によるみなし信託等⁽¹³⁴⁾は、「最優先の地位の担保」が優先するのは既存の「担保権者」(secured creditor)に対してであると規定する。みなし信託との関係では、消費税法のみなし信託によって、租税庁がこの「担保権者」に該当するなら、「最優先の担保」に劣後することになるが、他方で、みなし信託によって租税庁がみなし信託の目的財産に対して「物的な権利」(proprietary interest)を取得すると解釈されれば、これによって債務者の財産から分離(倒産隔離)され、「最優先の担保」にさえ優先する可能性が生じるのである⁽¹³⁵⁾。特に、CCAA s.11.2(2)による「最優先の地位の担保」をめぐる、近時、上記の消費税法の規定と同趣旨である所得税法(Income Tax Act, R.S.C. 9185,c1 (5th Supp)) s.227(4)およびs.224(4.1)の定めるみなし信託が、CCAA s.11.2(2)および同趣旨の規定であるBIA s.50.6の定める「担保権者」にあたるかをめぐって、複数の州で異なる判断が下されている⁽¹³⁶⁾。以下、それらの判決を検討する。

2 Re Rosedale Farms Ltd. 事件判決⁽¹³⁷⁾において、ノヴァスコシア最高裁判所は、所得税法のみなし信託は、BIA s.50.6によりつなぎ融資の債権者に与えられた「最優先の地位の担保」に対して優越するとの判断を示した。これに対して、Canada North Group Inc 事件判決⁽¹³⁸⁾において、アルバータ王座

裁判所 (Alberta Court of Queen' Bench) は、Re Rosedale Farms Ltd. 事件判決と反対の結論を採り、CCAA の2009年改正法 s.11.2 により、所得税法のみなし信託に優先する「最優先の地位の担保」をつなぎ融資の DIP 融資債権者に与え、これがみなし信託に優先しようとして、対照的な判断を示している⁽¹³⁹⁾。

まず、前者を取り上げよう。Re Rosedale Farms Ltd. 事件判決は、2009年倒産法改正の後、初めて、BIA s.50.6により裁判所がつなぎ融資の債権者に与えた「最優先の地位の担保」(DIP ファイナンスを行う融資者のために最優先の地位を付与する命令) と、所得税法によるみなし信託の競合を扱った事案である。つなぎ融資を行った融資者は、融資の時点で未納付の所得税が存在することにつき不知であった。両者の争いは、「つなぎ融資のための配当命令」(interim distribution order) に基づき、債務者の破産後に生じた。

この事件で先例として参照される判決が、BIA と CCAA の2009年改正以前の事件で、みなし信託を、「最優先の地位」を与えられるつなぎ融資の債権者 (DIP ファイナンスを行う融資者) が、「担保権者」(secured creditor) に該当すると判示した、Temple City Housing Inc. 事件判決⁽¹⁴⁰⁾である。事案は、CCAA (当時は最優先の地位の担保を付与する明文の規定はなく、裁判所の「固有の管轄」(inherent jurisdiction) 法理に基づく⁽¹⁴¹⁾) のつなぎ融資の「最優先の地位の担保」と、Canada Revenue Agency (CRA) のみなし信託との優劣が問題となった。Romaine 判事は、裁判所が命じた前者の担保が優越するとし、First Vancouver 事件最高裁判決⁽¹⁴²⁾における Iacobucci 判事の説示、すなわち、制定法上のみなし信託が PPSA 制定以前の浮動担保の性質を有するという説示を支持し、また、所得税法 s.224(1.3) の「担保権」(security interest) の定義が明確に「実際の信託及びみなし信託」をカバーすると判示していた⁽¹⁴³⁾。

Re Rosedale Farms Ltd. 事件判決において、融資者側は、この Temple City Housing Inc. 事件判決を先例として依拠し、みなし信託は BIA s.50.6 の定める「担保権」(security interest) に該当するから、同条により与えられた「最優先の地位の担保」に劣後すると主張した。しかし、ノヴァスコシア最高裁判所の Moir 判事は、Temple City Housing Inc. 事件判決および同種の論理を採る他の全ての判例に反対し、みなし信託が、つなぎ融資の債権者に付与される「最優先の地位の担保」に劣後するという結論は、カナダ最高裁の First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue 事件判決と矛盾する、との判断を示した⁽¹⁴⁴⁾。彼は、First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue 事件判決における Iacobucci 判事の、「みなし信託が浮動担保 (floating charge) に類似する」との説示は、あくまで担保目的財産の売却や分離の文脈で用いられ、その設定ないし成立の局面では用いられていないことを指摘する⁽¹⁴⁵⁾。そして、結論として、BIA の倒産手続の下でも、所得税法のみなし信託が DIP ファイナンスを行う融資者の「最優先の地位の担保」に優越すると結論づけた。同判事は、First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue 事件最高裁判決における、みなし信託が PPSA 以前の浮動担保の性質を有するとする説示は、みなし信託が、債務者が通常の営業の範囲内で棚卸資産を売却する自由を侵害しないことに言及するものと位置づけ、競合する担保権者との関係でみなし信託が優先することには無関係であると述べる。すなわち、彼は、所得税法 s.224(1.3) の「担保権」(security interest) の定義にみなし信託が該当するかどうかは根拠にならないとする。すなわち、この「担保権」の定義は、みなし信託が、他の連邦法・州法のみなし信託に対して優先が与えられることを保証することを意図したにすぎないとするのである⁽¹⁴⁶⁾。以上のように述べて、Moir 判事は、PBSA

のみなし信託を CCAA による「最優先の担保」(priming charges) に優先させたのであった。

3 Re Rosedale Farms Ltd. 事件判決の以上の判断に対して、Canada North Group Inc 事件判決⁽¹⁴⁷⁾は、真逆の結論を採用する⁽¹⁴⁸⁾。同判決の事案では、BIA s.50.6ではなく、CCAAs.11.2(2)により、典型的な「最優先の地位の担保」(super priority charge) が、融資者、債務者の取締役、監督者 (monitor)、その他倒産事件に関与する専門家に対して与えられた (融資者以外への「最優先の地位」の付与は、CCAA s.11.51(2)等の別の規定による)。租税庁 (Crown) は、所得税法によるみなし信託は、その目的財産上に「物的な権利」(proprietary interest) を与えるか、もしくは、裁判所の命じる担保によって優先され得ない絶対的な優位を承認する、と主張した。

アルバータ王座裁判所 (Alberta Court of Queen's Bench) の Topolniski 判事は、Temple City Housing Inc. 事件判決を先例としてこれに従い、制定法上のみなし信託は、その実質は CCAA s.11.2(2)にいう「担保権」にあたり、「物的な権利」(proprietary interest) ではないとした⁽¹⁴⁹⁾。CCAA s.2(1)の「担保権者」の定義には信託の保有者が含まれ (BIA s.2(1))、所得税法 s.224(1.2)は、特に担保権者に関連づけて信託の保有者をこれに含めている⁽¹⁵⁰⁾。このことから、みなし信託が担保権以外のものと判示することは矛盾を来す (みなし信託自体が「担保権」に該当する) としたのである。

所得税法 s.224(1.2)と CCAA s.11.2(2)の外見上の抵触を避けるため、Topolniski 判事は、Re Ted Leroy Trucking (Century Service) 事件判決⁽¹⁵¹⁾に依拠して、かつ CCAA の立法目的 (「債務者をしてその経営の継続を可能ならしめ、可能であれば、資産の清算に係る社会的・経済的コストを回避すること」) を参照する⁽¹⁵²⁾。彼は、融資者や取締役に与え

られる「最優先の地位の担保」の重要性について、CCAA における事業再生の成功を確保するために重要であることを指摘し、その地位を危殆化することは、事業再生の実務全体に萎縮効果 (chilling effect) を与えることを示唆する⁽¹⁵³⁾。全体として、租税庁のみなし信託による地位は、租税徴収のために包括的な CCAA の立法目的を弱らせ、事業再生の成功が、事業を継続させ雇用を維持し、ひいては租税の源泉徴収に資するという結果を見落としている、という⁽¹⁵⁴⁾。つなぎ融資がなければ債務者会社の事業再生は費え、CCAA の積極的な成果も無に帰してしまうのだから⁽¹⁵⁵⁾、つなぎ融資の融資者に、他の担保権者に対する「最優先の地位の担保権」を与えることによって、事業再生において資金を貸し付けるつなぎ融資の融資者に、インセンティブと保証を提供することが正当化されるという⁽¹⁵⁶⁾。

Canada North Group Inc 事件は上訴され、その後の上訴審において法廷意見を述べるアルバータ控訴裁判所の Rowbotham 判事は、原審の王座裁判所 (Court of Queen's Bench) の Topolniski 判事の判断 (「最優先の担保権」のみなし信託に対する優越) を是認して以下のように述べる。すなわち、「租税の回収のために CCAA の救済の目的を弱体化するのは、会社の事業再生の成功から得られる明白な利益を無視することになる。言い換えれば、租税庁は、それを掴む手を食いちぎろうとするのである。実際に、本件において、『最優先の地位の担保』権 (priming charges) は、債務者をして事業の継続を可能ならしめ、『最優先の地位の担保』によって担保される債権と租税債権の双方を満足させるのに十分な資金を獲得させ得た。制定法の下で、原審の判事の指摘するような、調和する解釈が採用されれば、国家の会計の制定法と CCAA の双方の立法目的が同時に達成されるのである。」、とする⁽¹⁵⁷⁾。

(2) Canada v Toronto-Dominion Bank 事件判決及び Canada v. Callidus Capital Corporation 事件判決

1 他方、Canada v Toronto-Dominion Bank 事件判決⁽¹⁵⁸⁾では、造園事業会社が、2007年から2008年にかけてのHST (harmonized sales tax, 統合売上税、goods and service tax (GST)、物品サービス税とも称される)につき、その回収と納付義務について、租税庁に対して不履行に陥っていた⁽¹⁵⁹⁾。2010年になって、債務者は、自己の家を担保に譲渡抵当 (mortgage) を設定し、この不動産によって担保される生活費のクレジットライン (home equity line of credit) の供与を受けた。この融資は、債務者の事業に対する融資ではなかったのである。銀行は、貸付前に、債務者から、自分のHSTの租税債務については不履行はない旨、確認を取っていたが、租税債務については確認が取れず、かつ、債務者の事業に関する情報もなかったという。

2011年10月、債務者の弁護士が銀行に対して、譲渡抵当の設定されていた不動産の売却を相談し、その売却によって、債務を免責して譲渡抵当と生活費のクレジットラインの債務を「権原」から解放することを提案した。銀行は、1両日中に、未回収の債権について、その全額の弁済を受け得るだけの額を受領した。18ヶ月後、カナダ租税庁 (Canada Revenue Agency, CRA) が、銀行に対して、譲渡抵当の目的財産の売却後に受領した金銭を引き当てとして、債務者の未納税額相当額の支払いを求めてきた。実際のところ、譲渡抵当の目的財産の売却時以前から、当該債務者は、既に一般売上税 (General Sales Tax) の納付について遅滞に陥っていたのであった。もっとも、譲渡抵当の目的不動産の売却時には、銀行も、租税庁も、債務者がHSTの納税について遅滞に陥っていたことは認識していなかった。

租税庁は、譲渡抵当の目的財産について銀

行が受領したいかなる売却益も、売却時に既にみなし信託に服しており租税庁に納付すべきであったから、それらは銀行から回復することが認められて然るべきであると主張した。これに対して、銀行は、自己が bona fide purchaser for value (有償の任意取得者) にあたり、それらの資金はみなし信託によって補足されていなかったと反論した (融資の実行が対価の付与にあたり、免責を得たことが purchase に該当する、という主張)。

2 担保権者が、みなし信託の目的財産を換価した場合に、みなし信託の債権者である租税庁に対して信託で担保される債権相当額 (未納税の税額相当額) を支払うべき、とする租税庁の主張の背景には、前稿で検討した First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue Finance 事件判決⁽¹⁶⁰⁾が指摘する、「競合する担保権者が bona fide purchaser に当たるか、その抗弁を対抗し得るか」、という問題が存在する⁽¹⁶¹⁾。同判決で Iacobucci 判事は、みなし信託を浮動担保になぞらえ、担保目的財産の変動にもかかわらず新たに入れ替わった財産上にも成立するとする⁽¹⁶²⁾。その際、目的財産の処分の相手方 (この場合は super priority charge を与えられた DIP 融資債権者) は、みなし信託を切断して担保目的財産を取得することができるのである。

Canada v Toronto-Dominion Bank 事件判決で、Grammond 判事は、みなし信託の目的財産の売却に関して、その売却益 (proceeds) は直ちに租税庁に対して送金されなければならない (債務者はその義務を負う)、よって、担保権者である銀行は、First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue 事件判決の示した bona fide purchaser for value の抗弁を、所得税法 (Income Tax Act) s.227(4.1)条、および、消費税法 (Excise Tax Act) s.222においても援用できないと判示した⁽¹⁶³⁾。この抗弁は金銭については成立せず⁽¹⁶⁴⁾、仮にこの抗

弁を用いることができるとすると、担保権者は、常にみなし信託の仕組みに打ち勝つことができることになってしまうから、このようなエクイティ上の抗弁を制定法による信託で援用できるのは、租税債務者の担保権者以外の者に限定されるというのである⁽¹⁶⁵⁾。

同判決は、結論として、租税庁の主張を認め、銀行を敗訴させた⁽¹⁶⁶⁾。Crawfordによれば、Grammond 判事は、銀行の担保権が租税債務者の事業用資産ではない財産（経営者個人の不動産）を担保目的物としていた点を看過して、みなし信託の概念を拡張している点に問題があるという⁽¹⁶⁷⁾。本事案における担保権者による与信は、租税債務者の事業のための融資ではなかったから、担保権者が租税債務者による目的物の処分から生じた売却益を受領しても、担保権者は「統合売上税」（HST）の債権者である租税庁の損失において不当利得（unjust enrichment）を得たとはいえないからである⁽¹⁶⁸⁾。また、Maurice P Chiasson は、同判決の結論は、債務者の土地の登記簿を調査しても所得税法上のみなし信託を発見することはできないため、銀行にとって非常に過酷な結果をもたらすとして厳しく批判する⁽¹⁶⁹⁾。

3 Canada v Toronto-Dominion Bank 事件判決は、本稿でこれまで取り上げた判決と異なり、super priority charge を与えられた DIP 融資債権者とみなし信託が競合した事例ではない。しかし、本事件における以上の批判は、事業再生を進める DIP 融資債権者にとって、その再生に向けた手続の中で租税庁のみなし信託が予測し得ない不意打ちを食らわせ、事業再生に深刻なダメージをもたらすことを懸念するものといえる。

以下で取り上げる、Canada v. Callidus Capital Corporation 事件判決⁽¹⁷⁰⁾では、連邦控訴裁判所（Federal Court of Appeal）が Canada v Toronto-Dominion Bank 事件判決の解釈を採用したため、実務家から大きな懸念がよせられることになったのであった。

4 Canada v. Callidus Capital Corporation 事件判決の事実関係は、大要、以下の通りである⁽¹⁷¹⁾。不動産投資会社である債務者会社（Cheese Factory Road Holdings Inc.）は、2011年後半には運転資金が逼迫する状況に陥っていた。同社は、Bank of Montreal との間の複数の融資スキームについて債務不履行に陥っており、そこで、Callidus 社と新たな融資の交渉を行い、Callidus 社が Bank of Montreal に対する債務の一切を引き受けただうえで、銀行に代位して得た譲渡抵当の実行を行わない旨の合意（forbearance terms）を締結した。その合意においては、既存の債務不履行に伴う請求は放棄するが、新たに、封鎖預金口座（blocked account agreement）を担保として Royal Bank of Canada に銀行預金勘定を開設することとした。債務者は、同社が保有する不動産の売却益、及びその賃料収入をその封鎖預金口座に入金し、一定のスケジュールに従って譲渡抵当の被担保債務に充当することとした。しかし、その取引に際しても、Callidus 社は、債務者が租税庁に対して租税を滞納していたことを知らなかった。売却益を担保権者が受領する前に、相当額の一般売上税（general sales tax）が滞納となっており、租税庁は担保権者である Callidus Capital Corp. に対して、債務者の未納税額分の支払いを求めて提訴した。

争点は、封鎖預金口座に保管されていた売却益が、みなし信託により請求し得る目的財産かどうかであった。Callidus 社は、租税庁のみなし信託の優越は、債務者の破産手続開始決定によって消滅し、同社は人的に租税庁に対して未納付分額を支払う責任を負わないと主張した。

5 本事案で問題となったのは、前稿でも取り上げた消費税法（Excise Tax Act, ETA）s.222である。s.222(1)・(1.1)および同(3)は、以下のように規定する⁽¹⁷²⁾。
「s.222(1) 取り立てられた金銭を目的とする

(みなし) 信託

本条(1.1)の場合を除き、本法第2節(Division II)の下で租税としてまたは租税のために金銭を取り立てる者は、取り立てた金銭を一切の目的に照らして、かつ、(その金銭上の)いかなる担保権にもかかわらず、その者の財産、または、当該担保権がなかったとすればその者に帰属するはずの担保権者が保有する財産から分別して、税務当局のために、その資金が収入役(Receiver General)に対して送金されるまで、保有するものとみなす。

(1.1)破産前に取り立てられた金銭

本条(1)は、(連邦破産・倒産法の意味の範囲内において)当該債務者に破産が生じた時点またはそれ以降は、本法第2節(Division II)の下で租税としてまたは租税のために、破産の発生時に、取り立てられたもしくは取立可能であったいかなる金銭には、適用されない。

(3) 信託の拡張(Extension of trusts)

本法の他のいかなる規定(ただし本条(4)を除く)、他のいかなるカナダの法(連邦法)(ただし連邦倒産法を除く)、州のいかなる制定法その他の法にもかかわらず、本条(1)により、本編が定める態様と時点で税務当局に対して支払われるべき金銭が、信託の目的で保有するとみなされる場合、その者の財産、または、当該担保権がなかったとすればその者に帰属するはずの、担保権者が保有する財産は、信託の目的として保有するとみなされるのと価値において等しい範囲で、

- (a) その者が金銭を控除ないし留保を行った時点から、当該財産が担保権の目的財産であったかどうかを問わず、税務当局のために信託の目的として、その者の財産から分離してかつ別個に保有されるとみなされ、かつ、
- (b) その者が金銭を控除ないし留保を行った時点から、当該財産がその者の財産もしくは家産(estate)から実際に分別して保管

されているかどうか、および担保権の目的となっているかどうかを問わず、その者の財産もしくは家産を構成しないとみなされる。

加えて、以上の控除ないし留保された金銭は、その財産もしくはそのプロセスを目的とする担保権にもかかわらず、かつ、その財産がそれらの担保権に優先して Receiver General に対して支払われるべきであるにもかかわらず、税務当局を受益者として所有される(beneficially owned)とみなされる。」

債務者 Chees Factory 社は、Callidus 社との関係を維持する間、租税庁に対して、一般売上税(general sales tax)および統合売上税(harmonized sales tax)を送金していなかった。租税庁は、上記の消費税法 s.222(3)によって、債務者の担保権者は、みなし信託に服していた財産のプロセスを、租税庁に対して送金する義務を負っていると解し得る余地があるとして、担保権者に対する優先を主張したのである。これに対して、担保権者である Callidus 社は、消費税法 s.222によるみなし信託は、s.222(1)により債務者の破産によって消滅するから、租税庁の優先も認められないと反論した。本事案では債務者は破産手続に入っており、s.222(1.1)の下ではみなし信託は成立しないはずであると主張した。すなわち、s.222(3)の規定が、本件事案で発動されるかどうかが問われたのであった。

6 第1審連邦裁判所の McVeigh 判事は、以上の租税庁の主張を認めず、担保権者の主張を採用した⁽¹⁷³⁾。けれども、上訴審である連邦控訴裁判所(Federal Court of Appeal)の多数意見は、租税庁の主張を採用した。倒産手続開始後、担保目的財産から弁済を受けた担保権者が、みなし信託の受益者である租税庁(Canada Revenue Agency, CRA)に対して、倒産手続開始後であるにもかかわらず、信託の担保する債権額を弁済する責任を負うとの判断が下されたのである。確かに、倒産手続開始によって、消費税法 s.222(1.1)

により「みなし信託」は効力を失い、租税庁は無担保の一般債権者の地位に降格されるものの、担保権者自身が租税庁に対して、債務者から受領した金銭のうち、みなし信託の成立する資産部分の支払債務を負う、というのである⁽¹⁷⁴⁾。連邦控訴裁判所の Rennie 判事は、消費税法 s.222(3)は、同条(1)のみなし信託を拡張するだけではなく、担保権者の側に租税庁に対する新たな人的債務 (personal obligation) を発生させ、その結果、債務者の破産手続開始決定によっても影響を受けない、という判断を下した⁽¹⁷⁵⁾。言い換えれば、消費税法 s.222(3)は、同条(1)による制定法上のみなし信託とは別個に、新たにみなし信託を、担保権者の手中に帰属してもはや税債務者の財産でなくなった財産の上に成立させると解したのである⁽¹⁷⁶⁾。

しかしながら、その後2018年11月8日、カナダ最高裁は、連邦控訴裁判所のこのような多数意見の判断を是認せず、担保権者は上記のようなみなし信託を有した租税庁に対する支払義務を負わないとして、連邦控訴裁判所で少数意見述べた Pelletier 判事の説示を改めて法廷意見として採用したのだった⁽¹⁷⁷⁾。控訴審における彼の少数・反対意見は、以下のようなものであった。

「消費税法 s.222(1)および(3)によって創設されるみなし信託は、2つの重要な点で、独立しているが相互に関連づけられている。まず第1に、s.222(3)のみなし信託は、同条(1)によって信託の目的で保有される金銭が、債務者によって取り立てられたがまだ送金されていない場合に発生する。第2に、s.222(3)の信託の目的財産は、同条(1)により信託のために保有されるとみなされる資金の範囲で債務者に帰属する財産である。この相互関連性の効果は、s.222(3)のみなし信託の成立が、同条(1)のみなし信託の成立に依存していることを示す。s.222(1)のみなし信託で信託のために保有される財産がなければ、同条(3)のみなし信託も成立しないのである。しかしなが

ら、いったん同条(1)でみなし信託が成立すれば、その信託で保有される資金が、分割払いその他の理由で減少してゼロとなったならば、s.222(3)の信託の目的財産は消失する。これは、s.222(3)の信託の客体が、同条(1)による信託で保有されるとみなされる資金額を参照することによって規定されることに基づく⁽¹⁷⁸⁾。」

「例えば、租税債務者が消費税20,000ドルを取立て納付しなかったとする。債務者の所有する不動産には譲渡抵当 (mortgage) が設定されていた。この担保権者が担保不動産を強制売却し、50,000ドルを受領した。s.222(1)は、取り立てられたが未納付の20,000ドルについて、租税庁のためのみなし信託を成立させる。同条(3)は、債務者の財産上に信託を成立させるが、同条(1)により信託のために保有するとみなされる額の範囲についてのみ、みなし信託を成立させるに過ぎない。その結果、担保権者は、受領した売却益50,000ドルのうち、同条(1)において信託のために保有されるとみなされるに等しい額、すなわち20,000ドルについてのみを、租税庁に対して支払う義務を負う。」「仮に債務者の未納額が10,000ドルであれば支払うべき金額は10,000ドルとなり、債務者が全納していれば、同条(3)による担保権者が負う責任もゼロとなる⁽¹⁷⁹⁾。」

7 すなわち、原審である連邦控訴裁判所で少数意見を述べた Pelletier 判事は、担保権者の責任は、信託財産を租税庁に対して送付する義務から生じるのであり、債務者の破産手続開始決定時にはもはや信託の目的財産は消滅していたから、その責任も消滅したと解したのである。カナダ最高裁は、その論理を採用したことになる。結果として、最高裁は、First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue 事件判決における Iacobucci 判事の説示、および、Re Ted Reloy (Century Services) 事件判決の Deschamps 判事の説示を回復させたと評価

されることになるという⁽¹⁸⁰⁾。これは、どういふことか。

連邦控訴裁判所が採用し、カナダ最高裁によって破棄された前述の多数意見は、Canada v Toronto-Dominion Bank 事件判決と同様、前稿で検討した First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue 事件判決⁽¹⁸¹⁾が指摘する、「競合する担保権者が bona fide purchaser に当たりその抗弁を対抗し得るか（善意有償の任意取得者として、通常の営業過程における処分に当たり担保権の追及効を切断するか）」、という問題に関連づけられる⁽¹⁸²⁾。同判決で Iacobucci 判事は、みなし信託を浮動担保になぞらえ、担保目的財産の変動にもかかわらず新たに入れ替わった財産上にも成立するとする⁽¹⁸³⁾。その際、目的財産の処分の相手方（この場合は super priority charge を与えられた DIP 融資債権者であることが多い）は、みなし信託を切断して担保目的財産を取得することができるという点が、Callidus 社が租税庁のみなし信託の追及を受けるかに関連するというわけである。

連邦議会は、消費税法の改正において、一般消費税の納付において債務者が不履行に陥った場合、通常の営業の範囲であるかどうかを問わず、全ての売却益がまず最初に租税庁に配当すべき、ということを意図したとはいえないとされる⁽¹⁸⁴⁾。控訴審の多数意見によれば、担保権者である Callidus 社は、債務者の資産の売却益から収奪された売却益から自己が弁済を受けていたことを知っており、それは債務者からの全ての弁済に当てていた。この点は、good faith purchase defense for value without notice の抗弁を、みなし信託の事案で、みなし信託の目的財産である金銭の受領者に対しても及ぼすべきとすれば、Callidus 社は First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue 事件判決により、みなし信託に優先し得ない⁽¹⁸⁵⁾。もっとも、この議論と、制定法上のみなし信託を

浮動担保に類似するとして、信託の目的財産の譲受人がみなし信託を切断して当該財産を取得するとした、First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue 事件判決の Iacobucci 判事の説示⁽¹⁸⁶⁾との関係がどうかという点は、それほど明快ではないとの指摘もある⁽¹⁸⁷⁾。

Canada v. Callidus Capital Corporation 事件の連邦控訴裁判所判決が出る以前には、BIA によるスキームに基づき、「最優先の地位の担保」を与えられた融資債権者が租税庁の制定法上のみなし信託に優先することを所与の前提として、DIP ファイナンスの融資者たちは、債務者の財産からの配当がなされることを期待しつつ融資を行っていた。しかし、同控訴審判決後は、その前提が崩れて担保権者が再生債務者に対してつなぎ融資をしながら、債務者が租税債務を滞納していることを認識できず、結果としてみなし信託に劣後するというリスクを抱えることになり、実務上混乱を招くとして大きな批判を招いた⁽¹⁸⁸⁾。特に、時々刻々と変動する銀行預金の取引残高のうち、租税庁に対して債務者が納付すべきであった滞納された納税額に対応して、みなし信託が成立するはずであった金銭の範囲がどのように定まるかが明確ではなく、その額がどの程度の規模になるのか、予測可能性に欠けることが問題視された。とりわけ当座貸越 (overdraft) のような状況においては、その確定はより困難となる。担保権者に配当される以前の段階で、滞納の税額への弁済がなされていれば、倒産手続開始後の担保権者の租税庁への支払の義務を減少させるか、ということも議論する必要がある。担保権者がこの租税庁に対する責任を回避するためには、担保権の被担保債権の弁済を受ける前に租税庁に対して、滞納税額の納付を債務者にさせる必要がある⁽¹⁸⁹⁾。

連邦控訴裁判所の多数意見を覆したカナダ最高裁の判決は、DIP 融資債権者である担保権者の租税債権のみなし信託に対する優越を

回復するものであり、倒産実務家から歓喜の声をもって迎えられた⁽¹⁹⁰⁾。最高裁が、First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue 事件判決における Iacobucci 判事の説示、および、Re Ted Reloy (Century Services) 事件判決の Deschamps 判事の説示を回復させるという⁽¹⁹¹⁾のは、結果として、制定法上の明確な文言がない限り、商業上の当事者に、その財産を分離して担保の目的に供する権利に制約をかけるべきでない、ということの意味するのである⁽¹⁹²⁾。

V 結語——制定法上のみなし信託と事業再生の関係

1 前稿で取り上げた Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd. 事件判決⁽¹⁹³⁾以降の裁判例においては、その多くが2009年の CCAA 改正によって明文の規定が置かれた「最優先の地位の担保」(super-priority charge, いわゆる「プライミングリーエン」)を付与された、事業再生資金の融資者、いわゆる DIP ファイナンスの融資債権者との優劣に関わる事例が多いことが看取される。

「制定法上のみなし信託」として、年金 (Pension Plan) の類型については、Canada Pension Plan が2009年改正 CCAA s.37および1992年改正 BIA s.67(2)(3)の各倒産手続の規定により、倒産手続開始後も効力を失わないと明文で定められているほかは、倒産手続開始後は効力を失い、「最優先の地位の担保」に劣後することは、すでに Re Indalex Ltd. 事件判決によってカナダ最高裁が明確に示した。しかしながら、所得税法や消費税法等、租税庁のための「制定法上のみなし信託」については、Re Indalex Ltd. 事件判決後であっても、判例法理はなお混迷を極めてい

2 その混迷した状況を分析する視点として、ある論者は、特に所得税法 Income Tax Act のみなし信託の規定⁽¹⁹⁴⁾を分析するに際

して、次の3つの視点を提示する⁽¹⁹⁵⁾。

- (1) 所得税法のもとでの租税庁の権利の性質はどうか？
- (2) 所得税法によるみなし信託に基づく租税庁の権利は、BIA s.50または CCAA によって成立する様々な担保権に対して、裁判所によって劣後させられ得るのか？
- (3) もしそうであるとすれば、BIA または CCAA の定める他の保護のように、特別な保護が源泉徴収 (source deductions) に与えられるべきか？

(1)については、First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue 事件判決において、カナダ最高裁自身がみなし信託の性質を「浮動担保」に類似するとして、特定の財産に結びつけられたものではないとするから、「物的な性質」(proprietary interest)を有するとはいえない⁽¹⁹⁶⁾。制定法上のみなし信託は、制定法によって創設されるものであり、コモンロー上の通常の信託としての性質とは異なるもので、その実質は BIA s.50.6や CCAA s.11.2(2)の定める「担保権」(security interest)に該当するという。

次に、上記(2)については、所得税法 s.227(4)および同法 s.227(4.1)が、「カナダの他のいかなる制定法、州法もしくはその他の法にもかかわらず」、と規定することが、BIA s.50.6および CCAA s.11.2の定める「最優先の地位の担保」と抵触して、これにさえ優越するという解釈が成り立つかどうか問題となる。この点こそが、Re Rosedale Farms Ltd. 事件判決と Canada North Group Inc 事件判決の示した対立点であった⁽¹⁹⁷⁾。

Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd. 事件判決⁽¹⁹⁸⁾が、所得税法中の「いかなる州法もしくは連邦法にもかかわらず」の文言に関して、CCAA を管轄する裁判所が「手続の停止」(stay)を及ぼすことは排除されない、としたことに鑑みれば、つなぎ融資の融資者に対して、「最優先の地位」の担保を、制定法上のみなし信託を含む、

既存の一切の担保権者に優先する効力を認める権限が、裁判所に与えられていると解すべきである。よって、所得税法 s.227(4)および同法 s.227(4.1)のみなし信託は、この「最優先の地位」に劣後することになるという⁽¹⁹⁹⁾。

以上の(1)と(2)を前提として、上記(3)については、Canada North Group Inc 事件判決の Topolniski 判事が述べる、CCAA の立法目的、すなわち、「債務者をしてその経営の継続を可能なら締め、可能であれば、資産の清算に係る社会的・経済的コストを回避すること」との関連で、つなぎ融資の融資者等に与えられる「最優先の地位」が、事業再生に必要な限度でのみ認められることに言及する⁽²⁰⁰⁾。すなわち、租税庁のみなし信託の効力の制限もまた、事業再生による雇用の維持と資産価値の損失の回避という立法目的に必要な範囲に限定されるべきということになる点を強調する。「最優先の地位の担保」を設けた立法者の意図が、事業再生の促進にあるとすれば、その痛みは全ての債権者の間で負担されるべきであろう、というのである⁽²⁰¹⁾。

3 敷衍すれば、所得税法上ののみなし信託による租税庁の請求に対して、「最優先の地位の担保」がこれに優先すべき理由としては、以下の点が挙げられる。すなわち、裁判所がこの担保権を付与して保護しようとする対象は、倒産手続を成功させるために裁判所が任命する monitor と呼ばれる手続の管理者の報酬債権や、従業員の給与の支払いや原材料やサービスの提供者に対する支払を行うための資金を提供するつなぎ融資 (interim financing) をする融資者の融資債権は、事業再生のために必要不可欠であって、事業再生が功を奏すれば、それは租税債権への弁済・配当にも利益になるという点にある。彼ら倒産手続の専門家達は、全ての利害関係人 (stake holder) の最善の利益を実現するために独立した立場で努力するのであって、その報酬債権が最優先の地位を有するからこそ、これらの専門家は安心して職務に専念できる

のである。また、債権の弁済・配当の順位の上で、租税債権は通常これらの債権に次ぐ優先順位を占めており、他の一般債権者よりは確実に弁済を得られる地位を有している。しかし、租税債権者は、レシーバーシップや CCAA での事業再生手続について専門的な訓練を受けておらず、手続に関与する専門家達に手続の指揮を委ねることの方が自分にとっても有利になる。加えて、みなし信託によって担保される租税債権の債権額は、正式な倒産手続開始前の段階では、確定することが困難であることが多い。このことが、手続開始後に租税債権の額が膨大な額にのぼることによって、つなぎ融資の資金提供者や手続に関与する専門家の報酬債権が危殆化されることは、手続成功のためには避けなければならない。また、「最優先の地位の担保」の付与によって、事業再生会社の取締役の報酬債権に最優先の配当が与えられることで事業再生の成功につなげることができれば、全ての被用者の雇用も維持され、滞納されていた租税債権も全額の配当を受け得る。そうであれば、以上の「最優先の担保権」の被担保債権に、租税債権が劣後することは、正当化される、というのである⁽²⁰²⁾。

もっとも、裁判所が、租税庁のみなし信託に優越する「最優先の地位の担保」を付与しうることを正当化する根拠を、次の2点に求める見解も存在する。すなわち、第1はその必要性 (necessity) に根拠が求められ、仮につなぎ融資の債権を担保する「最優先の地位の担保」がなければ、債務者会社の事業再生は功を奏さず、債務者会社は清算に至るであろう。第2の根拠は「不当利得」(unjust enrichment) であって、監視者 (monitor) 等の倒産の専門家の努力によって、租税庁は、債務者の財産に対して執行をする際に負担しなければならない不可避免的な費用を節約することができる、という主張である⁽²⁰³⁾。

しかしながら、第1の主張は、CCAA の事業再生手続の多くが receivership のよう

に、債務者会社の清算に至るプロセスで利用されている点を看過しているとして批判される。租税債権者に対して「最優先の地位の担保」を与えられる債権者は、CCAA の手続開始の当初から、事業再生ではなく多くの担保権者の利益になるように事業の清算を試みることが多いのであるから、第1の主張は失当ではないか、という批判が成り立つ⁽²⁰⁴⁾。第2の主張についても、この主張は、単に租税債権者が倒産専門家の損失において「もっけの幸い」を得ているということの意味するにすぎないとして批判されている⁽²⁰⁵⁾。いずれも、「最優先の地位の担保」が租税債権のみなし信託に対して優先することの根拠付けとしては不十分であり、今後のさらなる検討が求められるものであろう。

4 本稿「Ⅱ」において、Re Indalex 社事件最高裁判決について詳論した際、倒産した企業の事業再生において、その従業員の企業年金受給を犠牲にして、事業再生資金を供給する融資者を融合することには、カナダでも批判が多いことを指摘した。債務者企業の事業再生という倒産手続の目的と、そのためのDIP融資債権者への「最優先の地位の担保」の付与が正当化されるとしても、その目的が当初から、真に事業再生につなげるのではなく、事業の清算価値の最大化を目的として利用されていたなら、以上の理由づけは、租税庁や年金受給者のためのみなし信託を劣後させる理由としては不十分である。この問題の解決の着地点は、カナダ法においても、未だ見い出されていないようである⁽²⁰⁶⁾。以上の分析は、日本法において、いわゆるプライミングリーエン (priming lien) の立法化が検討される現状⁽²⁰⁷⁾に、警鐘を鳴らすものといえよう。

翻って、カナダ法自体の検討をもう一度振り返ってみれば、Re Indalex Ltd 事件最高裁判決は、最上級審判決として、制定法上のみなし信託をめぐる争いに一応の決着をつけたような印象を与えるが、実際にはそのように

敬啓にいうことはできない。Re Indalex Ltd 事件最高裁判決以前の判決との関係に留意しながら、今後は、同事件後の裁判例の動向を注視していく必要がある。

【注】

- (1) 信託研究奨励金論集第34号(2013年11月)43頁。以下「前稿」という。
<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/007/seikaronbun3403.pdf>
- (2) 前稿・前出注(1)69~70頁参照。
- (3) 前稿・前出注(1)48頁以下・Ⅲ「信託法の一般原則と『制定法上のみなし信託』」参照。なお、アメリカ法における法定の信託について取り上げる最近の研究として、小島庸輔「農家の有する売掛債権の担保方法(1)(2・完)——アメリカ法の法定担保目的信託を参考にして——」早稲田法学95巻4号261頁、96巻1号147頁以下(2020年)がある。
- (4) 前稿・前出注(1)65頁参照。
- (5) 以下の事実関係の要約は、Mario Forte & Evan Howard, “*Re Indalex Ltd.*—Commentary” (2011), 27 B.F.L.R. 495, 496-497による。
- (6) BIA s. 64.2; CCAA s.11.52; Roderick J. Wood, “The Definition of Secured Creditor in Insolvency Law” (2010), 25 B.F.L.R. 341, 353. CCAA における super-priority charge につき、*See also*, Michale B. Rotszain & Alexander Dostal, “Debtor-In-Possession Financing” in Stephanie Ben-Ishai & Anthony J. Duggan, eds., CANADIAN BANKRUPTCY AND INSOLVENCY LAW: Bill C-55, Statute c. 47 and Beyond (Markham, LexisNexis Canada, 2007) at 227 et seq.; Janis Sarra, “Debtor in Possession Financing: The Jurisdiction of Canadian Court Grant Super-priority Financing in CCAA

- Applications” (2000), 23 Dalhousie L.J. 307. 337; Janis Sarra, “Governance and Control: the Role of Debtor-in-Possession Financing under the CCAA” (2005), 2004 Annual Review of Insolvency Law 119. super-priority charge は、アメリカ連邦倒産法におけるプライミング・リーエン (priming lien) に相当する。近時における日本法へのプライミング・リーエンの導入の議論として、水谷登美夫 ≠ 後藤尊志 = 富川諒 = 松本亜衣 『『事業者を支える再生実務のあり方に関する研究会』と事業成長担保権 (仮称)』金法 2156号 (2021年) 40頁以下、46頁・54頁を参照。https://www.fsa.go.jp/singi/arikataken/rontenseiri.pdf
- (7) モニター (monitor) とは、倒産裁判所によって任命され、CCAA の手続において、事業再生会社の事業に関する事項を監督 (monitor、モニタリング) する役割を担う。具体的には、会社の財産にアクセスして調査をすること、会社の資産状況に関して定期的かつ特定の時期に裁判所に対して報告をすること、資産状況に関して、見込まれるキャッシュフローの状況が実質的に変化する場合に報告をすること、および、裁判所になされた報告に基づき債権者に対して助言をすること、がその役割である。CCAA には、モニターが免責される状況を定める規定があり、また、債務者会社に対して、モニターがその役割を果たすために必要な支援をなすことを裁判所が命ずることができるとする規定がある。CCAA は、モニターに関するそれまでの裁判所の運用を明文化した。また、裁判所は、モニターをして、状況に応じて適切な機能を果たすよう命じる裁量権を有する。Janis Sarra, CREDIT RIGHTS AND THE PUBLIC INTEREST: Restructuring Insolvent Corporations, 144 (University of Toronto Press, 2003), at 144.
- (8) Jasmine Girgis, “Indalex: Priority of Provincial Deemed Trusts in a CCAA Restructuring Restructuring” (2013), University of Calgary Faculty Law Blog on Developments in Alberta Law, at p.3 <https://ablawg.ca/2013/03/06/indalex-priority-of-provincial-deemed-trusts-in-a-ccaa-restructuring/>. See also, David Zhou, “Re Indalex; The Confluence of Pension, Insolvency, and Fiduciary Law” (2016), 25 Dal J Leg. Stud. 137, 138.
- (9) 前稿・前出注 (1) 66頁参照。
- (10) 前稿・前出注 (1) 69-70頁。
- (11) doctrine of federal paramountcy について、前稿・前出注 (1) 50頁及び73頁同注 (62) に挙げた文献を参照。See also, Saskatchewan (Attorney General) v. Lemare lake Logging Ltd., [2015] 3 S.C.R. 419 (S.C.C.), para. 15-27.
- (12) Girgis, *supra* note 8 at 3.
- (13) Simon Archer, “Trust Through the Lens of Insolvency: Statutory Trusts in Favour of Occupational Pension Plans” in Janis Sarra eds., 2017 Annual Review of Insolvency Law (Carswell Canada 2018) 945, at 948.
- (14) BIA 等の制定過程については、前稿・前出注 (1) 46頁以下を参照。
- (15) Archer, *supra* note 13 at 948-949; Re Ivaco, Inc., 2006 Carswellont 2062 (Ont. C.A.).
- (16) 前稿・前出 (1) 59頁以下「VI」を参照。
- (17) Archer, *supra* note 13 at 949.
- (18) Re Indalex Ltd. at para. 60: Martin Neveu, Martin Cyrenne, Phillippe Levac, and Corinne Escaravage, “Pension Law and Insolvency Law: Is It Manageable?”, 2016 Annual Review of Insolvency Law

- 577, 586-587 (2017).
- (19) Re Indalex, at para. 51.; Neveu, Cyrenne, Levac, and Escaravage, *supra* note 18 at 590.
- (20) 小山泰史『流動財産担保論』（成文堂・2009年）73頁以下参照。
- (21) Girgis, *supra* note 8 at p.7.
- (22) 前稿・前出注（1）47～48頁参照。
- (23) 前稿・前出注（1）60頁参照。
- (24) Girgis, *supra* note 8 at p.7.
- (25) 前稿・前出注（1）61頁参照。
- (26) Neveu, Cyrenne, Levac, and Escaravage, *supra* note 18 at 592; Girgis, *supra* note 8 at p.7.
- (27) Re Indalex Ltd. at para 60.
- (28) Re Indalex Ltd. at para 60; Zhou, *supra* note 8 at 141.
- (29) Girgis, *supra* note 8 at p.6. もっとも、Re Indalex Ltd. 事件最高裁判決では、CCAA の手続の申立以前に手続に参加した既存の担保権者がいなかったため、みなし信託と既存の担保権者との間の優劣については実質的な判断をしていないことに注意を要する。Neveu, Cyrenne, Levac, and Escaravage, *supra* note 18 at 590-591. また、本事件は、CCAA の2009年改正前の事件であり、その改正はRe Indalex Ltd 事件最高裁判決に影響を与えたかの検討が必要であり、また、DIP ファイナンスの融資者以外の担保権者が、州法上のみなし信託に優越しうるかどうかは、また別個の問題である。Girgis, *supra* note 8 at p.6.
- (30) 前稿・前出注（1）53頁以下参照。
- (31) 前稿・前出注（1）55頁左段。See e.g., Re Ivaco Inc. (2006), 275 D.L.R. 132 (Ont. C.A.).
- (32) Re Indalex Ltd. para. 51.
- (33) *Id.* at para. 51.
- (34) *Id.* at para. 52; Girgis, *supra* note 8 at p.7; Zhou, *supra* note 8 at 142..
- (35) Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd., [2010] 3 S.C.R.379, 326 D.L.R. (4th) 577 (S.C.C.).
- (36) *Id.* [2010] 3 S.C.R.379 at para. 45.
- (37) 2015 QCCA 1351 (CA Que) at para. 72.
- (38) 2013 QCCS 5762 (CS Que) at para. 74-75).
- (39) Neveu, Cyrenne, Levac, and Escaravage, *supra* note 18 at 592. なお、Re Indalex Ltd 事件最高裁判決までは、いかなる年金計画における将来の特別の給付（支払、special payments）は、未だ支給時期が到来していないから、年金のみなし信託の給付額には含まれないと解していたが、Re Indalex Ltd 事件最高裁判決以後はそのような解釈は成り立たないこととなったという。Archer, *supra* note 13 at 960.
- (40) Girgis, *supra* note 8 at 5.
- (41) defined benefit pension plan (DB) は、予め定められた雛形（formula）によって決定された年金の受寄を支払うという約束（commitment）を含むものである。これに対して、「定型積立金プラン」（defined contribution plan, DC）は、DB におけるような約束を含まない。すなわち、計画の下で支払われるべき受益が、年金基金の運用実績に基づいて決定される、というものである。Alain Prévost, “Pension Deemed Trust: What’s Left?” (2017), 59 Can.Bus. L. J. 30, 31.n. 5; Neveu, Cyrenne, Levac, and Escaravage, *supra* note 18 at 579.
- (42) Re Indalex Ltd., at para. 59; Brian Empey & Hesse Mighton, “After Indalex: A Guide to Changes in Canada’s Commercial Landscape” in Janis Sarra eds., Annual Review of Insolvency Law 2013 (Carswell, Canada 2014) 108, 120. なお、前稿・前出注（1）64頁・65

- 頁では Dechapman 判事と表記したが、Deschamps 判事の誤りである。訂正しておきたい。
- (43) Girgis, *supra* note 8 at 4. 連邦議会は、そのような従業員の保護のために、Wage Earner Program Act (SC 3005, c47) (WEPPA) を制定し、被用者である従業員は会社の倒産時に未払いの給与 6 ヶ月分について支払を優先的に受ける権利を規定する。
- (44) Dave Coles, Pensions need better bankruptcy protection, 2003 July 2, <https://www.winnipegfreepress.com/opinion/analysis/pensions-need-better-bankruptcy-protection-190160611.html>
- (45) Girgis, *supra* note 8 at 5.
- (46) *Id.* at 6.
- (47) Re Indalex Ltd., 2013 SCC 6 at paras. 59, 80-82.
- (48) Archer, *supra* note 13 at 950.
- (49) オンタリオ年金受益法 (Pension Benefits Act) s.22(1)は、年金管理者が、通常の慎重さを有する者が他人の財産を取り扱う際に行使するのと同様の注意、慎重さ及びスキルを行使しなければならないと規定する。同様に、同法 s.22(4)は、信託基金について、管理者としての義務と権限と抵触することを知りながら、管理者の利益を追求することは許されないと定める。この他、同法 s.22(9)及び s.22.1(1)は、信託基金の投資や管理に関連して、信託基金以外から利益を享受したりすることを禁止する。これらの制定法上の義務は、2つの点でコモンロー上の信認義務と異なる。第1に、以上の制定法上の義務は、例えば s.22(1)の注意義務は、コモンロー上の信認義務と同様「通常の慎重さを有する者」(ordinary prudent person) という語を用いるが、前者が他人の財産を扱う場合を指すのに対し、後者は自己の財産を扱う場合を指す、という違いがある。その相違は、年功受益法上の信認義務の方が、コモンロー上のそれよりも高度な注意義務であることを意味する。第2に、年金受益法は、コモンロー上の信認義務と異なり、忠実義務 (duty of loyalty) の定めを置いていない。Zhou, *supra* note 8 at 151-152.
- (50) 前稿・前出注 (1) 49頁。
- (51) (1987), 40 D.L.R. (4th) 728 (B.C.C.A.). 前稿50頁参照。
- (52) Aline Grenon, “Common Law and Statutory Trust: In Search of Missing Link (1995), 15 Estates and Trusts L.J. 109 at 117.
- (53) Grenon, *Id.* at 124-134.
- (54) two hats doctrine につき、前稿・前出注 (1) 66~67頁。
- (55) Elizabeth J. Shilton, EMPTY PROMISES Why Workplace Pension Law Doesn't Deliver Pensions, (McGill-Queen's University Press, Canada 2016) at 128 et seq (以下、Shilton, EMPTY PROMISES として引用)。
- (56) Shilton, EMPTY PROMISES, *supra* note 55 at 128-129. ただし、ケベック州では、使用者が同時に年金の管理者を兼ねることは許されず、年金委員会 pension committee が管理者にならなければならない。*Id.* at 230 n.8.
- (57) Shilton, EMPTY PROMISES, *supra* note 55 at 131.
- (58) Shilton, EMPTY PROMISES, *supra* note 55 at 133.
- (59) Burke v Hudson's Bay Co., 2010 SCC 34 (S.C.C.).
- (60) Empey & Mighton, *supra* note 42 at 128.
- (61) Re Indalex Ltd, 2013 SCC 6 at paras. 63-65.
- (62) *Id.* at paras. 63-66.
- (63) *Id.* at para. 66.

- (64) Re Indalex Ltd, *Id.* at paras. 66-73.
- (65) *Id.* at para. 74.
- (66) *Id.* at para. 200.
- (67) Shilton, EMPTY PROMISES, *supra* note 55 at 142.
- (68) Re Indalex Ltd, 2013 SCC 6 at para. 269.
- (69) Ronald B. Davis, “Re Indalex: Fiduciary Duty=Conflict Management or Conflict of Avoidance?”, in Janis Sarra, eds, Annual Review of Insolvency Law 2013 (Canada, Carswell, 2014) 69 at 96, 83-86.
- (70) Davis, *Id.* at 105; Zhou, *supra* note 8 at 157.
- (71) *See also*, Madam Justice B.E. Romin, “Conflicting Priority Objectives and the CCAA Court: Lessens and Future Challenges” in Janis Sarra eds., Annual Review of Insolvency Law 2013 (Carswell Canada 2014) 33 at 40-46.
- (72) [1997] 2 S.C.R. 217 (S.C.C.).
- (73) *Id.* at 241; Davis, *supra* note 69 at 85.
- (74) Re Indalex (Ont.C.A.) at para. 195.
- (75) Re Ted LeRoy Trucking (Century Services) Ltd., [2010] 3 S.C.R. 379, 326 D.L.R. (4th) 577 (S.C.C.). 前稿・前出注(1) 63頁以下を参照。
- (76) Re Indalex, 2013 SCC 6 at paras. 230-231; Empey & Mighton, *supra* note 42 at 137; Neveu, Cyrenne, Levac, and Escaravage, *supra* note 18 at 595.
- (77) Neveu, Cyrenne, Levac, and Escaravage, *supra* note 18 at 595.
- (78) Archer, *supra* note 13 at 962.
- (79) Shilton, EMPTY PROMISES, *supra* note 55 at 143.
- (80) Shilton, EMPTY PROMISES, *supra* note 55 at 143. なお、カナダ信託法上、信認義務を負うかどうかの基準として、以下の4つが挙げられている (Shilton,

EMPTY PROMISES, *supra* note 55 at 134.)。すなわち、①「より」強力な立場にある当事者が、ある裁量もしくは権限の行使に際してその範囲を有し、②そのより強力な当事者が、受益者の法的もしくは事実上の利益に影響を及ぼすために、その権限もしくは裁量を一方的に行使用することができ、かつ、③より弱い立場にある当事者が、その権限もしくは裁量を有する者 (信認義務を負う者) に対して攻撃を受けやすい、あるいは、その者の言いなりになる、という関係にある、ということである。以上の3つの特徴が認定されれば、その当事者間の関係は「信認」(fiduciary)であるとされ、より強い立場にある者は、より弱い立場にある当事者に対して、全ての範囲において信認義務を負うのである (Frame v. Smith, [1987] 2 SCR 99 at 136; Lac Minerals Ltd. v. International Corona Resources Ltd. [1989] 2 SCR 574 at para. 32.)。しかし、その後カナダ連邦最高裁は、以上の3つの基準に加えて、第4の基準を追加した。すなわち、力の不均衡、より強い立場の当事者側に裁量的な権限があり、かつ、より弱い立場の当事者側が、強い立場の権限の影響を老けやすいこと、という3つの上述の基準に加えて、④申し立てられた当事者が、受益者の最善の利益において行動することを引き受けている (undertaking)、ということである (Galambos v Perez, 2009 SCC 48; Ermineskin Indian Band and Nation v Canada, 2009 SCC 9; Alberta v Elder Advocates of Alberta Society, [2011] 2 SCR 261, 2011 SCC 24.)。この④の基準によって、より強い立場の当事者は、信認義務を負う立場から逃れ、より立場の弱い当事者の利益を侵害しながら自己の利益を追求することが可能になる (Shilton, EMPTY

PROMISES, at 134.)。つまり、信託義務は、自ら進んでそのような義務を引き受けなかった者には課されないのである。Shilton, EMPTY PROMISES, *Id.*

- (81) もっとも、Re Indalex Ltd. 事件最高裁判決を前提とする場合、年金受給者のために制定法上のみなし信託がすでに発動したことをDIP融資債権者が見落とししてしまえば、債権者にはもはや打つ手はほとんど残されていないことになるとの指摘もある。Empey & Mighton, *supra* note 42 at 125. 対応策として、例えば、事業再生債務者がDIP融資債権者の同意なくして年金基金を解散することを禁止するコベナントを締結しても、基金の解散自体が債務者の年金受給者に対する信託義務違反を生ずるため、この方策は実効性を欠く。そのため、銀行法上の担保権 (Bank Act security) やPPSAによる購入代金担保権 (purchase money security interests) の取得や、みなし信託の効力発生前に売掛債権の真正譲渡 (true sale) を受けることも考えるべきであるとされる。Empey & Mighton, *supra* note 42 at 124-126.
- (82) Prévost, *supra* note 41 at 40.
- (83) *Id.* at 40.
- (84) *Id.*
- (85) 2012 QCCS 1679 (C.S.Que.) .
- (86) White Birch, 2012 QCCS 1679 at paras. 145-146, 193.
- (87) Prévost, *supra* note 42 at 42.
- (88) White Birch, at para. 157-158.
- (89) 前稿・前出注 (1) 63頁以下参照。
- (90) Prévost, *supra* note 42 at 43.
- (91) *Id.*
- (92) White Birch, at para. 217.
- (93) Re Timminico ltée, 2014 QCCS 174 (Que Bkcty).
- (94) ケベック州1991年民法典における担保権については、小山泰史「所有権留保の

対抗要件立法に関する若干の検討」法時92巻11号 (2020年) 44頁特に46頁以下、および木村仁「カナダ法」『各国の動産・債権を中心とした担保法制に関する調査研究業務報告書』(商事法務研究会・2021年) 269頁以下 <http://www.moj.go.jp/content/001321163.pdf> 79頁以下を参照。

- (95) 前稿・前出注 (1) 56頁参照。
- (96) Re Timminico ltée, at para. 135.
- (97) Neveu, Cyrenne, Levac, and Escaravage, *supra* note 18 at 593.
- (98) *Id.* at 594.
- (99) Prévost, *supra* note 42 at 46.
- (100) *Id.* at 47.
- (101) Neveu, Cyrenne, Levac, and Escaravage, *supra* note 18 at 596.
- (102) *Id.*
- (103) 2013 QCCS 5762 (C.S. Que). 以下の事実関係の整理について、See, Prévost, *supra* note 42 at 49-50.
- (104) 同判決については、小山・前出注 (20) 205頁以下で詳論した。
- (105) See, Aveos, *supra* at para. 67.
- (106) Neveu, Cyrenne, Levac, and Escaravage, *supra* note 18 at 593.
- (107) Civil Code of Quebec, art. 2945ff.
- (108) Prévost, *supra* note 42 at 51.
- (109) Aveos at para. 71.
- (110) 前稿・前出注 (1) 60頁参照。
- (111) Re Indalex, 2013 SCC 6 at paras. 8, 51-52; Prévost, *supra* note 42 at 39.
- (112) Prévost, *Id.* at 52.
- (113) Archer, *supra* note 13 at 962.
- (114) Royal Bank of Canada v. Sparrow Electric Corp., [1997] 1 S.C.R. 411 (S.C.C.) at para. 98-to 99. 小山・前出注 (20) 209-215頁を参照。
- (115) Neveu, Cyrenne, Levac, and Escaravage, *supra* note 18 at 594.
- (116) 2015 QCCS 3064 (Que. Bkcty.).

- (117) Neveu, Cyrenne, Levac, and Escaravage, *supra* note 18 at 587. CCAA の事件がしばしばそうであるように、Hamilton 判事は、「最優先の地位」を担保権者に認めた。しかし、より特徴的な点として、彼は、みなし信託の効力（有効性）に関して、より早い段階に関する規律を示した。
- (118) Re Bloom Lake General Partner Ltd. 2015 QCCS 3064 at para. 78-80.
- (119) Prévost, *supra* note 42 at 54.
- (120) Re Bloom Lake, 2015 QCCS 3064 at para. 79.
- (121) Neveu, Cyrenne, Levac, and Escaravage, *supra* note 18 at 587.
- (122) 前稿・前出注 (1) 60~61頁参照。
- (123) Re Bloom Lake, 2015 QCCS 3064 at para. 77.
- (124) Re Indalex Ltd., 2013 SCC 6 at para. 81.
- (125) Prévost, *supra* note 42 at 55-57.
- (126) Prévost, *supra* note 42 at 58-59.
- (127) Archer, *supra* note 13 at 966.
- (128) Girgis, *supra* note 8 at 8.
- (129) Arrangement relatif à Bloom Lake General Partner Limited, 2017 QCCS 4057.
- (130) モニターについて、本稿・前出注 (7) 参照。
- (131) 事実関係は、*See*, Archer, *supra* note 13 at 963による。
- (132) Arrangement relatif à Bloom Lake General Partner Limited, 2017 QCCS 4057 at paras 210, 216; Archer, *supra* note 13 at 965.
- (133) Re Indalex Ltd. 事件最高裁判決によって、「定型受益年金プラン」(Defined benefit pension plan (本稿・前出注 (40) 参照) でも、Special payment であっても現在支払われるべきあるいは将来計画に従って支払われることになるかを問わ
- ず、いかなる年金計画も年金のみなし信託によってカバーされるとの判断が下されている。よって、以上の議論は無益となっているといえようか。*See*, Archer, *supra* note 13 at 976-977.
- (134) 前稿・前出注 (1) 62頁以下参照。
- (135) Michael J. Hanlon, Vickie Tickle & Emily Csizar, “Conflicting Case Law, Competing Statutes, and the Confounding Priority Battle of the Interim Financing Charge and the Crown’s Deemed Trust for Source Deductions”, Janis Sarra eds., Annual Review of Insolvency Law 2018 (Carswell, Canada 2019) 897, 899.
- (136) 消費税法が CCAA や BIA と同様、これらは連邦法であるので、州法上のみなし信託との優劣が問題となったケベック州の4件の判決と異なり、「連邦法優越の原則」(doctrine of paramountcy) の適用は問題とならない。
- (137) Re Rosedale Farms Ltd., Hassett Holdings Inc, Resurgam Resources, 2017 NSSC 160.
- (138) Canada North Group Inc (Companies Creditors’ Arrangement Act), 2017 ABQB 550.
- (139) これら近時の2件の判決で問題となった制定法上のみなし信託の規定は、Royal Bank of Canada v. Sparrow Electric Corp. 事件判決以後改正された所得税法 Income Tax Act s.227(4)およびs.227(4.1)である（詳細は、前稿・前出注 (1) 56頁以下を参照）。
- 「s.227(4)控除された金銭を目的とする信託 本法の下で、金銭を控除ないし保持する者は、控除ないし保持されるその金銭を目的とする（本法 s.224(1.3)によって定義される）いかなる担保権にもかかわらず、その者の財産、または、（本法 s.224(1.3)によって定義される）担保権

者が担保の目的として保持するが、当該担保権がなかったとすればその者に帰属するはずの財産から、分離して別個に、本法の定める態様および時点で、その控除ないし保持される金銭を税務当局のために信託の目的として、保有するとみなされる。

s.227(4.1) 信託の拡張 本法、連邦倒産法 (Bankruptcy and Insolvency Act) (ただし、同法 s.81.1 および s.81.2 の定める場合を除く)、カナダの他のいかなる制定法、州法もしくはその他の法にもかかわらず、本条(4)により、いかなる時点においても税務当局のために信託の目的で保有するとみなされ金銭が、本法の定める態様および時点で税務当局に対して支払われなかった場合、その者の財産、または、当該担保権がなかったとすればその者に帰属するはずの (本法 s.224 (1.3) によって定義される) 担保権者が保有する財産は、信託の目的として保有するとみなされるのと価値において等しい範囲で、

(a) その者が金銭を控除ないし留保を行った時点から、当該財産が担保権の目的財産であったかどうかを問わず、税務当局のために信託の目的として、その者の財産から分離してかつ別個に保有されるとみなされ、かつ、

(b) その者が金銭を控除ないし留保を行った時点から、当該財産がその者の財産もしくは家産 (estate) から実際に分別して保管されているかどうか、および担保権の目的となっているかどうかを問わず、その者の財産もしくは家産を構成しないとみなされる。加えて、以上の控除ないし留保された金銭は、その財産もしくはそのプロセスを目的とする担保権にもかかわらず、かつ、その財産がそれらの担保権に優先して Receiver General に対して支払われるべきであるにもかか

らず、税務当局を受益者として所有される (beneficially owned) とみなされる。] See, Jacob S. Ziegel, "Section 224(1.2) of the Income Tax Act in the Supreme Court of Canada" (1997), 28 Can.Bus. L.J. 170, 171-172.

- (140) Temple City Housing Inc. (Companies' Creditors Arrangement Act), 2007 ABQB 786.
- (141) 前稿・前出注 (1) 47頁参照。
- (142) 前稿・前出注 (1) 56頁参照。First Vancouver Finance v. Minister of National Revenue, 2002 SCC 49.
- (143) Roderick J. Wood, "Irresistible Force Meets Immovable Object: Canada v. Canada North Group Inc." (2020), 63 Can. Bus. L. J. 85 at 91.
- (144) Re Rosedale Farms Ltd., Hassett Holdings Inc, Resurgam Resources, 2017 NSSC 160 at para. 22-23, 29.
- (145) *Id* at para. 28.
- (146) Wood, *supra* note 143 at 92.
- (147) Canada North Group Inc (Companies Creditors' Arrangement Act), 2017 ABQB 550.
- (148) Hanlon, Tickle & Csizar, *supra* note 135 at 921; Canada North Group Inc (Companies Creditors' Arrangement Act), 2017 ABQB 550.
- (149) 2017 ABQB 550 at para. 89.
- (150) *Id.* at para. 87.
- (151) (2010), 326 D.L.R. (4th) 577 (S.C.C.). 前稿・前出注 (1) 63頁以下参照。
- (152) Canada v. Canada North Group Inc., 2017 ABQB 550 at para. 95.
- (153) *Id.* at para. 102.
- (154) *Id.* at para. 109.
- (155) *Id.* at para. 109. See, Wood, *supra* note 143 at 92-93.
- (156) *Id.* at para. 102.
- (157) Canada v. Canada North Group Inc.,

- 2019 ABCA 314 (Alta. C.A.) at para. 48.
- (158) *Canada v Toronto-Dominion Bank*, 2018 FC 538, 2018 FC 538, 60 C.B.R. (6th) 173, [2018] G.T.S.C. 54 (F.C.).
- (159) 事実関係については、以下を参考にした。See, Bradley Crawford, “Case Notes and Comments: Disruptive Deemed Trust Claims” (2018), 33 *Banking & Finance L.Rev.* 475, 489. なお、同事件で問題となるのは、消費税法 (Excise Tax Act, RSC 1985, c E-15) s.222と、これと同内容の規定である所得税法 (Income Tax Act, RSC 1985 c 1 (5th Supp.)) s.222である。これらは州ごとの Pension Plan の立法と異なり、どちらも CCAA や BIA と同じく連邦法である。
- (160) 2002 CarswellSask 317, [2002] S.C.R. 720, 45 C.B.R. (4th) 213, 212 D.L.R. (4th) 615 (S.C.C.). 前稿・前出注 (1) 56頁参照。
- (161) *Hanlon, Tickle & Csizar*, *supra* note 135 at 926.
- (162) *First Vancouver*, at para. 28.
- (163) *Canada v Toronto-Dominion Bank*, 2018 FC 538 at para. 45 ; *Hanlon, Tickle & Csizar*, *supra* note 135 at 926.
- (164) 2018 FC 538 at para. 42.
- (165) *Id* at paras. 45-46.
- (166) *Id.* at para. 3.
- (167) Crawford, *supra* note 159 at 490.
- (168) *Id.* 売却して得られたプロシーズは、租税債権の目的財産の価値代替物ではない、ということであろう。
- (169) Maurice P Chiasson, “Deemed Trusts and the GST-Lessons for Secured Creditors”, Janis Sarra eds., 2019 *Annual Review of Insolvency Law* (Carswell, Canada 2020) 1, 22-23.
- (170) *Canada v. Callidus Capital Corporation*, 2017 FCA 162 (F.C.A.), reversing 2015 FC 977, 2015 CF 977 (F.C.).
- (171) 事実関係については、以下を参照。
- Gunnar Benediktsson, “The Trouble with Deemed Trust: *Callidus Corp. v. Canada*” (2019), 34 *Banking & Finance L. Rev.* 315, 317. なお、第1審判決である *Canada v. Callidus Capital Corp.*, 2015 FC 977についての評釈として、See, Jean-Guillaume Shooner & Guy P. Martel, “*Canada v. Callidus Capital Corp. : GST/HST Deemed Trust Is Ineffective Against Secured Creditors Post-Bankruptcy*” (2016), 31 *Banking & Finance L. Rev.* 419.
- (172) 前稿・前出注 (1) 63-63頁参照。
Canada v. Callidus Capital Corporation, 2017 FCA 162 (F.C.A.), reversing 2015 FC 977, 2015 CF 977 (F.C.).
- (173) *Canada v. Callidus Capital Corporation*, 2015 FC 977, 2015 CF 977 (F.C.) at para. 29,
- (174) *Callidus Corp.*, 2017 FCA 162 at para. 23.
- (175) Benediktsson, *supra* note 171 at 322.
- (176) *Id.*
- (177) *Callidus Capital Corp. v. Canada*, 2018 SCC 47 (S.C.C.).
- (178) *Callidus Capital Corp. v. Canada*, 2017 CAF 162, 2017 FCA 162 at para. 57.
- (179) *Id.* at paras. 60-61.
- (180) Benediktsson, *supra* note 171 at 325.
- (181) 2002 CarswellSask 317, [2002] S.C.R. 720, 45 C.B.R. (4th) 213, 212 D.L.R. (4th) 615 (S.C.C.). 前稿・前出注 (1) 56頁参照。
- (182) *Hanlon, Tickle & Csizar*, *supra* note 135 at 926.
- (183) *First Vancouver*, at para. 28.
- (184) *Hanlon, Tickle & Csizar*, *supra* note 135 at 924. 前稿・前出注 (1) 58頁を参照。
- (185) Benediktsson, *supra* note 171 at 316; Crawford, *supra* note 159 at 484.
- (186) 前稿・前出注 (1) 58-59頁, *First Vancouver*, at para 42.

- (187) Crawford, *supra* note 159 at 485-486.
- (188) Benediktsson, *supra* note 171 at 323.
- (189) Anthony Tillman & Emily Xsiszar, "The Trust May Be Gone, but the Super-Priority Lives On; GST/HST Deemed Trusts in a Post-Callidus World" (2018), *Journal of the Insolvency Institute of Canada* 55, 61.
- (190) *See e.g.*, Practical Law Canada, Legal Update, w-017-5089, "Crisis Over-Supreme Court of Canada Restores Full Subordination of CRA's Deemed Trust Claim for GST/HST Arrears Through Bankruptcy, [https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/w-017-5089?originationContext=document&transitionType=DocumentItem&contextData=\(sc.Default\)&firstPage=true](https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/w-017-5089?originationContext=document&transitionType=DocumentItem&contextData=(sc.Default)&firstPage=true); Jeffrey J. Simpson, "The Supreme Court of Canada Overturns the Federal Court of Appeal Decision in Callidus Capital: Secured Lenders Canada can Breathe a Little Easier" *Torkin Manes* (13 November 2018), online: <https://www.torkinmanes.com/our-resources/publications-presentations/publication/the-supreme-court-of-canada-overturns-the-federal-court-of-appeal-decision-in-callidus-capital-secured-lenders-in-canada-can-breathe-a-little-easier>. Benediktsson, *supra* note 171 at 325.
- (191) Benediktsson, *Id.* *supra* note 171 at 315.
- (192) *Id.* at 325.
- (193) [2010] 3 S.C.R. 379, 326 D.L.R. (4th) 577 (S.C.C.).
- (194) 前稿・前出注 (1) 58-59頁、同62-62頁を参照。
- (195) Hanlon, Tickle & Csizar, *supra* note 135 at 926-928.
- (196) Hanlon, Tickle & Csizar, *Id.* at 929-930; Quebec (Revenue) c Caisse Populaire Desjardins Montmagny, 2009 SCC 49, affirming 2007 QCCA 1813.
- (197) Hanlon, Tickle & Csizar, *Id.* at 932.
- (198) [2010] 3 S.C.R.379, 326 D.L.R. (4th) 577 (S.C.C.). 前稿67頁以下参照。
- (199) Hanlon, Tickle & Csizar, *supra* note 135 at 926 and 934.
- (200) 2017 ABQB 550 at paras. 95, 111-112; Hanlon, Tickle & Csizar, *supra* note 135 at 926, 937-938.
- (201) Hanlon, Tickle & Csizar, *supra* note 135 at 938-939.
- (202) Matt McCulloch, "Court-Ordered Priming Charges vs. Source Deductions Deemed Trust Claims-One Practitioner's Perspective" (2019), 8 *Journal of the Insolvency Institute of Canada* 41 at 51-53. 逆に言えば、「最優先の地位の担保権」の租税債権のみなし信託に対する優先が確保されなければ、専門家は債務者企業の財産について適切な管理をするインセンティブを失う恐れがあり、例えば再生会社の有する債権回収に熱心でなくなり、財産を不適切に換価すること等をきっかけとして、事業再生が頓挫するリスクが高くなるともいえる。*Id.* at 54-55.
- (203) Wood, *supra* note 143 at 98.
- (204) Wood, *Id.* at 100-101.
- (205) Wood, *Id.* at 101.
- (206) 「最優先の地位の担保」(priming charge) (「最優先の担保」) が付与される場合の考慮ファクターを検討する判決として、*See, Re Canwest Publishing Inc.*, 2010 ONSC 222, [2010] OJ No 188, 2010 CarswellOnt 212, 63 CBR (5th) 115 (Ont SCJ [Commercial List]), at para 52-54. CCAA s.11.52を検討するに際して、Peppall 判事は、同条は、裁判所が「最優先の地位の担保」(ただし、事業のつなぎ融資ではなく、担保目的財産の管

理費用や管理を担当する専門家の報酬債権を被担保債権とする場合)を付与するかどうかを評価するための具体的な基準を定めていないとして、そのために次の6つの考慮要素を挙げている。すなわち、①再生される対象の事業の規模と複雑さ、②当該担保権を与えられる当事者が果たすべきとして提案されている役割、③是認されていない役割の重複があるかどうか、④付与が予定される「最優先の地位の担保」の数量・規模が衡平でありかつ合理的であるかどうか、⑤その担保権を付与される債権者の地位が、そ

の担保権によって影響を受けそうであるかどうか、そして、⑥モニター(monitor)の役割、である。Peppall 判事は、以上の考慮要素は排他的なものではなく、他の要素もまた今後裁判実務によって取り込まれうるとしている。See, Katie Mak and Claire Wheldon, “To Canwest and Beyond: A Look at Priority Charges Securing Professional Fees”, Janis Sarra eds., 2019 Annual Review of Insolvency Law (Carswell, Canada 2020), 823 at 832-833.

(207) 本稿前出注 (6) 参照。

(こやま・やすし)